

平成28年第7回当別町議会定例会 第1日

平成28年9月13日（火曜日） 午前10時00分開会

議事日程（第1号）

開会・開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 議員提案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を
求める意見書

第 5 請願・陳情審査付託の件

第 6 議会運営委員会報告（道内所管事務調査）

散 会

午前10時00分開議

出席議員（15名）

1番	佐藤立君	2番	五十嵐信子君
3番	鈴木岩夫君	4番	山崎公司君
5番	秋場信一君	6番	渋谷俊和君
7番	山田明君	8番	古谷陽一君
9番	稲村勝俊君	10番	石川和栄君
11番	岡野喜代治君	12番	市川正君
13番	高谷茂君	14番	島田裕司君
15番	後藤正洋君		

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	宮司正毅君
副町長	増輪肇君
総務課長	北村和也君
総務課参事	長谷川明君
企画部長	二木勝義君
企画部参与	吉尾雅昭君
企画課長	長谷川道廣君
財政課長	山田雅俊君
住民環境部長	江口昇君
環境生活課長	辻野幸一君
福祉部長	高取真由美君
福祉課長	山下勝也君
経済部長	舘田博道君
農林課長	並川敏万君
建設水道部長	堤和弘君
建設課長	高松悟志君
教育長	本庄幸賢君
教育委員長	白井応隆君
教育部長	野村雅史君
管理課長	山崎一君

代表監査委員 米 口 稔 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	五十嵐 一 夫 君
次 長	佐々木 由紀夫 君
係 長	浦 島 卓 君
主 任	瀬 戸 貴 裕 君

◎開会・開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（後藤正洋君） ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、平成28年第7回当別町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（後藤正洋君） 議事日程ですが、さきに配付されております日程表により議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

2番 五十嵐 信子 君

3番 鈴木 岩夫 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（後藤正洋君） 日程第2、会期の決定ですが、さきに議会運営委員会を開催し、協議の結果、平成28年9月13日から9月28日までの16日間といたしましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、9月13日から9月28日までの16日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（後藤正洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より例月出納検査の結果報告がありました。その写しをお手元に配付しておりますので、ご高覧願います。

次に、議長の出張報告をいたします。

7月21日に岐阜県高山市で開催されました全国森林環境税創設促進議員連盟第23回定期総会に出席いたしました。

7月22日に東京都で開催された平成28年度防衛省全国情報施設協議会総会に出席いたしました。

7月23日に姉妹都市である愛媛県宇和島市に表敬訪問いたしました。

9月10日に姉妹都市である宮城県大崎市で開催された大崎市誕生10周年記念事業、姉妹都市交流サミットに出席いたしました。

なお、これらの復命書は議会事務局に保管しておりますので、ご了承願います。

以上、報告を終わります。



◎議員提案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第4、議員提案第1号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

岡野委員長。

○11番（岡野喜代治君） 議員提案第1号、提案理由の説明をいたします。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について、当別町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出します。

平成28年9月13日提出。

提出者、当別町議会議員、岡野喜代治。賛成者、当別町議会議員、山田明、同じく当別町議会議員、高谷茂、同じく当別町議会議員、石川和栄、同じく当別町議会議員、稲村勝俊、同じく当別町議会議員、古谷陽一、同じく当別町議会議員、鈴木岩夫。

当別町議会議長、後藤正洋様。

提案理由。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されている。これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

また、森林の整備を進め、木材を積極的に利用して林業・木材産業の成長産業化を図ることは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現

するための施策の充実・強化を図ることを強く要望する。

記、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）につきましては、別紙掲載してございますので、ご高覧をいただきたいと思います。どうぞよろしくご審議の上、ご賛同をいただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議員提案第1号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議員提案第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、ただいま決定されました議員提案第1号については、意見書及び派遣する場合の議員の取り扱いは議長に一任願います。



◎請願・陳情審査付託の件

○議長（後藤正洋君） 日程第5、請願・陳情審査付託の件ですが、お手元に請願・陳情文書表が配付されております。

会議規則第95条及び第92条第1項の規定により、文書番号1番、後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継続を求める陳情書につきましては、産業厚生常任委員会に審査終了まで付託いたします。



◎議会運営委員会報告

○議長（後藤正洋君） 日程第6、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員会委員長から、平成28年度道内所管事務調査について報告の申し出がありましたので、これを許します。

岡野委員長。

○議会運営委員会委員長（岡野喜代治君） 議会運営委員会報告を申し上げます。

議会運営委員会報告書。

議会運営委員会は、平成28年度道内所管事務調査を実施し帰庁したので、下記のとおり

報告する。

なお、復命書、関係資料等については、議会事務局に保管している。

記、1つ、日程、平成28年8月18日から平成28年8月19日、1泊2日。

2番目、研修地、胆振管内豊浦町、白老町、渡島管内八雲町。

3、研修項目、議会基本条例、通年議会、議会改革・運営について、豊浦町、白老町及び八雲町を訪問し、研修した。

豊浦町議会では、議会基本条例を平成22年に制定しており、制定経過・内容の説明を受けた。議会改革・運営では、特に、一般質問では1回目の答弁書が配付されており、追跡質問の制度を設けている。また、二元代表制を重視し、議会事務局職員の任免権が議長にあり、これを明文化している。これらの説明をあわせて受け、意見交換を行った。

白老町議会では、通年議会を平成20年6月から実施しており、自治基本条例の中にある議会基本条例とあわせ、その制定経過・内容の説明を受けた。議会改革・運営では、特に、一般質問で1回目の答弁書が配付されており、広報広聴は、常任委員会として分科会・小委員会を設けている。また、議員懇談会は、議員全員で町民対応しており好評である。これらの説明をあわせて受け、意見交換を行った。

八雲町議会では、議会基本条例を平成25年に制定しており、制定経過・内容の説明を受けた。議会改革・運営では、特に、一般会議が町民からの申し込みを受け、常任委員会単位で対応しており有効に活用できている。また、議会事務局の体制整備として、議長が職員の任免権を持つことを明文化している。これらの説明をあわせて受け、意見交換を行った。

4、出席者、議会運営委員会委員7名、議長・副議長2名、随行職員2名、計11名。

以上、本委員会の報告とする。

平成28年9月13日、当別町議会議長、後藤正洋様。

議会運営委員会委員長、岡野喜代治。

以上でございます。

○議長（後藤正洋君） これで議会運営委員会報告を終了いたします。

復命書は議会事務局に保管しておりますので、ご了承願います。



◎散会の宣告

○議長（後藤正洋君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、議案審査のため、あす、そして9月15日までの2日間を休会とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

9月16日は午前10時から会議を開きます。

本日はご苦労さまでございました。

(午前10時12分)

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成28年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成28年第7回当別町議会定例会 第2日

平成28年9月16日（金曜日） 午前10時00分開議

議事日程（第2号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 認定第 1号 平成27年度当別町各会計歳入歳出決算認定について

認定第 2号 平成27年度当別町水道事業会計決算認定について

散 会

午前10時00分開議

出席議員（15名）

1番	佐藤立君	2番	五十嵐信子君
3番	鈴木岩夫君	4番	山崎公司君
5番	秋場信一君	6番	渋谷俊和君
7番	山田明君	8番	古谷陽一君
9番	稲村勝俊君	10番	石川和栄君
11番	岡野喜代治君	12番	市川正君
13番	高谷茂君	14番	島田裕司君
15番	後藤正洋君		

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	宮司正毅君
副町長	増輪肇君
総務課長	北村和也君
総務課参事	長谷川明君
企画部長	二木勝義君
企画部参与	吉尾雅昭君
企画課長	長谷川道廣君
財政課長	山田雅俊君
住民環境部長	江口昇君
環境生活課長	辻野幸一君
福祉部長	高取真由美君
福祉課長	山下勝也君
経済部長	舘田博道君
農林課長	並川敏万君
建設水道部長	堤和弘君
建設課長	高松悟志君
教育長	本庄幸賢君
教育部長	野村雅史君
管理課長	山崎一君
代表監査委員	米口稔君

事務局職員出席者

事務局	長	五十嵐	一夫	君
次	長	佐々木	由紀夫	君
係	長	浦島	卓	君
主	任	瀬戸	貴裕	君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（後藤正洋君） おはようございます。ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（後藤正洋君） 議事日程ですが、さきにお配りした日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

2番 五十嵐 信子 君

3番 鈴木 岩夫 君

を指名いたします。



◎認定第1号、認定第2号の上程、説明、付託

○議長（後藤正洋君） 日程第2、認定第1号、認定第2号は関連がありますので、一括上程といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） おはようございます。ただいま一括議題となりました認定第1号及び認定第2号につきまして、提案の説明を申し上げます。

最初に、認定第1号 平成27年度当別町各会計歳入歳出決算認定についてであります。地方自治法第233条第2項の規定により、平成27年度当別町一般会計、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、介護保険特別会計、介護サービス事業特別会計、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算書を平成28年7月22日から8月2日まで監査委員の審査に付しましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見書を付して議会の認定をいただくとするものであります。

なお、平成27年度決算における地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の4つの指標につきましては、まず1つ目の指標として実質赤字比率については、当別町では事業の実施に際してコスト意識を高く持ち、節約に努め、黒字の確保を図

っておりますので、判断比率は算出されません。2つ目の指標として連結実質赤字比率ですが、国保特別会計に累積赤字が生じておりますけれども、それ以外の会計は黒字で、連結で黒字になっておりますことから、判断比率は算出されません。第3の指標として実質公債費比率は、14.7%で早期健全化団体となる基準の25%を下回っております、該当していません。4つ目の指標として、これは将来負担比率です。107.4%で、こちらも早期健全化団体となる基準の350%を下回っており、該当していません。また、水道事業会計、下水道事業特別会計における公営企業の経営健全化基準となる資金不足比率でも、両会計とも黒字となっており、判断比率は算出されず、財政健全化法に基づく健全化判断は全ての比率において健全段階にあることを報告いたします。

次に、認定第2号 平成27年度当別町水道事業会計決算認定についてであります。地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成27年度当別町水道事業会計決算を平成28年6月29日、監査委員の審査に付しましたので、同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見書を付して議会の認定をいただこうとするものであります。

以上、認定案件2件につきまして、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 次に、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員（米口 稔君） おはようございます。決算審査報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成27年度当別町一般会計及び各特別会計について平成28年7月22日から平成28年8月2日までの実質6日間、また地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成27年度当別町水道事業会計については平成28年6月29日の1日間、高谷監査委員とともに慎重に審査をいたしました。

その結果、各会計決算書類は法令の様式を備え、また表示された計数は正確であり、諸帳簿と照合した結果も正確であると認めました。

なお、審査結果の意見書を別紙のとおり提出しておりますので、ご高覧をいただきたいと思います。

以上、決算審査に関する報告といたします。

○議長（後藤正洋君） お諮りいたします。

本案件につきましては、議長、議会選出監査委員を除く全議員をもって構成する平成27年度当別町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに認定第1号、認定第2号を付託の上、審査することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議長、議会選出監査委員を除く全議員をもって構成する平成27年度当別町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに認定第1号、認定第2号を付託の上、審査することに決定いたしました。

次に、委員会条例第8条第2項の規定により、正副委員長の互選をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時15分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

正副委員長の互選結果が議長の手元に届いております。

報告いたします。委員長、秋場君、副委員長、山崎君であります。

それでは、委員長のご挨拶をお願いいたします。

秋場君。

○平成27年度当別町各会計決算審査特別委員会委員長（秋場信一君） ただいま平成27年度当別町各会計決算審査特別委員会が設置されまして、委員長の指名を受けました秋場です。山崎副委員長とともにこの責任を果たしてまいりたいと思いますが、次年度につながる大切な決算審査特別委員会であります。議会の規則にのっとり、スムーズで有意義な決算の審査となりますよう、議員各位、理事者の理解、あとは参与の皆様のご理解と協力をいただきまして、委員長の就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（後藤正洋君） ただいま設置されました平成27年度当別町各会計決算審査特別委員会の審査は、議会休会中に行うものとし、認定第1号、認定第2号を審査終了まで付託いたします。

お諮りいたします。平成27年度当別町各会計決算審査特別委員会の審査のため、9月17日から9月25日までの間を休会とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、9月17日から9月25日までの間を休会とすることに決定いたしました。



◎散会の宣告

○議長（後藤正洋君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

9月17日から25日までは休会とし、9月26日は午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はご苦労さまでございました。

（午前10時18分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成28年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成28年第7回当別町議会定例会 第3日

平成28年9月26日（月曜日） 午前10時00分開議

議事日程（第3号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

散 会

午前10時00分開議

出席議員（15名）

1番	佐藤立君	2番	五十嵐信子君
3番	鈴木岩夫君	4番	山崎公司君
5番	秋場信一君	6番	渋谷俊和君
7番	山田明君	8番	古谷陽一君
9番	稲村勝俊君	10番	石川和栄君
11番	岡野喜代治君	12番	市川正君
13番	高谷茂君	14番	島田裕司君
15番	後藤正洋君		

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	宮司正毅君
副町長	増輪肇君
総務課長	北村和也君
総務課参事	長谷川明君
税務課長	中谷茂実君
企画部長	二木勝義君
企画部参与	吉尾雅昭君
企画課長	長谷川道廣君
財政課長	山田雅俊君
道の駅推進室長	三上晶君
住民環境部長	江口昇君
環境生活課長	辻野幸一君
住民課長	乗木裕君
福祉部長	高取真由美君
福祉課長	山下勝也君
保健課長	中出徳昭君
経済部長	舘田博道君
農林課長	並川敏万君
建設水道部長	堤和弘君
建設課長	高松悟志君

建設課参事	中 渡 憲 彦 君
教 育 長	本 庄 幸 賢 君
教育委員長	白 井 応 隆 君
教 育 部 長	野 村 雅 史 君
管 理 課 長	山 崎 一 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	五十嵐 一 夫 君
次 長	佐々木 由紀夫 君
係 長	浦 島 卓 君
主 任	瀬 戸 貴 裕 君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（後藤正洋君） おはようございます。ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（後藤正洋君） 議事日程ですが、さきに配付されております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

2番 五十嵐 信子 君

3番 鈴木 岩夫 君

を指名いたします。



◎一般質問

○議長（後藤正洋君） 日程第2、一般質問を行います。

質問順序は、お手元に配付いたしております一般質問通告書により順次行います。

通告1番、稲村君の質問であります。質問は、一括質問、一括答弁方式で行います。

稲村君。

○9番（稲村勝俊君） おはようございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問通告をしております3点の項目について伺います。

最初に、当別町農業政策についてです。当別町農業の現況と課題の把握について伺います。これまで数度の農業政策に関する質問も踏まえながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。客観的に現況をまとめてみました。27年の農家戸数は554戸、これまでの10年で3割弱減少し、これからの10年で5割ほど減少すると推計されています。平成22年時点での農業者全体の平均年齢は60.3歳、認定農業者の平均年齢は55.2歳となっています。現在は、それぞれ4歳程度高齢化が進んでいると考えます。公表されている販売農家の65歳以上の高齢者比率、生産年齢人口と若年層生産年齢人口推計値では、石狩振興局6市1町1村の中での比較では現在よりもより少子高齢化の影響や若年層の流出が進

み、高齢者比率が高くなり、15歳から29歳の若年層生産年齢人口の減少が進むと推計され、若年層生産年齢人口比率が低く推移することになります。また、後継者存在平均比率は18.5%で、現在も2割程度と推測されます。

当別町農業の大きな特徴に農地の賃貸率の高さがあります。水田で29%、6,090ヘクタールのうち1,757.5ヘクタールが賃貸で、畑でも2,510ヘクタールのうち585.8ヘクタールとなっています。なお、北海道の平均賃貸率は4%で、115万1,000ヘクタールのうち5万439ヘクタールとなっています。農地の平均賃貸料につきましては、水田、反当たりで当別町1万6,400円、新篠津村1万5,250円、石狩市1万100円、江別市1万3,644円、恵庭市1万3,500円、千歳市1万992円、北広島市9,600円、札幌市1万円となっています。また、畑の平均賃貸料についても水田と同様な比較傾向になっています。また、当別町の水田賃貸料ですが、当別ダム以北の特殊要因地帯を除くと1万7,800円となり、近隣自治体より平均30%程度高い結果となっています。全国的には2014年の米価下落以来賃貸料は下がり続け、全国農業会議所の調査では10アール当たり1万円を割り込んでいます。北海道におきましても同程度の平均額と考えます。また、北海道の地域別中田平均農地価格の推移ですが、石狩地域が最上位で、他地域の30%から100%近く高く、平成27年で44万4,000円と報告され、数年来同様の傾向で、石狩地域が最上位平均価格になっています。

また、大きな特徴として転作率の高さがあります。当別町の水田耕作率25%に対し、空知50から70%、上川も50から70%、近隣自治体の月形町46%、新篠津村49%、石狩振興局内では札幌市の14%、千歳市の19%を除くと40%弱の平均になり、全道の中でも10位程度と転作率の高さが際立っています。転作作物の小麦が転作面積の65%を占めており、大きな特徴になっています。融資など担保物件の担保価値の保持、転作交付金を前提とした農地価格、賃貸料の考え方は転換期にあると考えますし、農地の価値は用水確保など土地改良維持管理の程度によって農地の価値が大きく変わることを理解しなければならないと考えます。

当別町農業ビジョンで当別町農業の持続的発展と農業所得の向上を目的としています。平成16年に交付金獲得のため、生産組織、後に共同作業組織も担い手として位置づけ、小規模農家、高齢農家も組織加入によって要件を備えた認定農業者以上の交付金額を交付対象とし、地域枠の担い手育成対策として13年間加算されてきました。集落営農組織、共同作業組織は、経営体になる前段の位置づけで、数年後に組織経営体に移行することが期待されていたと考えますが、移行準備段階で認定農業者以上の加算があるのではその先に進むことは消極的になると思われます。近隣のどの自治体においてもこれらの担い手とした認定農業者に対して交付金対象の上位位置づけになっています。これまでの担い手育成対策は、離農戸数減少の効果は考えられますが、農業者の高齢化の対応、後継者の育成基盤確保、組織経営体確保には大きな効果は限定的と考えられます。

離農の要因については、高齢化、後継者不在等のほか、経営不振も要因になっています。今後においては、認定農業者を基本とし、組織経営体や認定農業者に準ずる農業者を担い

手として、適切な輪作体系の誘導対策は今後の大きな課題と考えます。また、農地の賃貸料が比較的安定的に高いため、賃貸率が高くなります。賃貸された農地については、土地に対し土地改良等の投資をためらうことが多くなります。一方、水稲耕作は省力化が進みましたが、その分機械設備整備など投資額が高額になり、投資を継続し、維持管理をしていなければ水稲作継続は困難になり、方向転換は容易ではありません。結果的に転作率が高くなります。農業を基幹産業としている近隣町村では、一定の水稲耕作率を維持するという考え方が共通認識になっていますが、当別町は個別農家の転作希望を100%追認され、原則自由選択となっています。現在個別経営者の判断となっていますが、平成29年度までの時限措置の米の直接支払交付金が廃止され、平成30年には米の生産調整が見直され、国からの目標配分が廃止の予定です。個々の経営体としての判断がありますが、当別町の産業としての農業の成長産業化の視点が大切になります。農業再生協議会で農業者、行政、農協、集荷業者など現況を見きわめ、農業を取り巻く構造や環境が大きく変わる中、今後の稲作を含めた当別町農業のあり方を検討され、その方向性と交付金の活用が重要と考えます。

転作の小麦には、耕作されたことによる交付金の仕組みが安定しています。小麦作収入の製品収入は12.5%くらいで、80%以上は交付金になります。つまり収量の影響は所得の反映に小さく、安定的な所得が得られると言えます。転作田における小麦の1時間当たり所得は8,600円、大豆5,000円、転作作物に対して水稲作の主食用米の時間当たり所得は1,400円と農水省の試算が公表されています。時間的所得効率が高等、これらのことから小麦の寡作化、連作化が進み、弊害も顕在化しています。

国の農業政策も改革を進めている中、当別町農業の現況と課題についてどのように捉えているのか伺います。

次に、ことし発生が報告されました小麦なまぐさ黒穂病ですが、道内の30市町村で確認され、全道の小麦作付面積の1%程度と報道されています。本町では、連作のためか7から7.5%の発病率となっています。当別町の小麦栽培は3,000ヘクタールに及び、作目の中では最も多い耕作面積となっております。また、転作面積の65%に耕作され、影響は当別町にとりまして大きなものがあります。発生に伴う経過説明、被害状況について説明を受けており、蔓延防止に向けた対策についても周知をされていると理解をしています。ただ、発生の原因を特定できないことが今後に大きな不安を与えています。発生が確認された圃場では、数年間小麦の栽培を控える指導など、農家の苦悩ははかり知れないものがあります。小麦作に偏っている農家も多く、転換には大きな負担が伴います。共同作業、作業受委託等の対応、乾燥調製施設利用のあり方、農協など受け入れ施設の監視強化、農業共済のルールの確認、賃貸借契約における発生圃場の取り扱い、輪作体系の強化、水稲耕作への復元対策、発生を契機とした農地の移動に係る課題など、広範囲にわたる課題が考えられます。農協を中心に対策を進められていますが、来年度の作付体制等すぐに始めなければならないもの、行政がかかわって方向性を変えていく対策も必要です。行政など関係機

関の一体的な取り組みが大切と考えます。小麦なまぐさ黒穂病の現状と今後の防止に向けた対策体制の取り組みについて伺います。

次に、まち・ひと・しごと創生総合戦略、農業10年ビジョンについての質問です。基幹産業である農業の活性化に、来年度完成予定の道の駅を拠点とした農産物直売所に大きな期待をしています。さまざまな課題が考えられますが、生産出荷農家の多くが高齢農業者と想定されます。遠距離農家の参加を促す支援策、例えば集荷支援などきめ細かな検討ができる体制の構築が必要です。直売所は、新鮮な農産物を販売するだけでなく、ふるさと感じ、懐かしさの心とともに、物を提供することでリピートを期待でき、経済性だけではない生産者の生きがいにもつながると思います。

農家の世代交代が進んでいます。戦前生まれの農業経営者が後継者不在農家以外ほぼ世代交代が終了し、団塊世代も交代が進んで、農業の形態が大きく変わる変革期を迎えています。持続可能な農業の確立を実現するために、収益確保、効率追求も必要です。国では豊かで競争力のある農業の実現に向けて、水田で麦、大豆、野菜などの生産を可能にする汎用化を進め、大区画化、排水改良を促進すると報道されています。さまざまな事業も活用しながら目的を達成し、次代に引き継ぐことが大切と考えます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略、農業10年ビジョンの産業力の強化で掲げられている農業関連政策の中の食品製造業を中心に企業誘致活動を進めていると考えます。また、農業10年ビジョンに基づき、多様な人材の確保や生産性、収益性の高い生産体制の構築、農業のブランド化、6次産業化に向けた2次産業化、販路拡大により農業産出額の向上等の取り組みを進めていますが、それぞれの進捗状況と課題や問題点、今後の取り組みについて伺います。

次に、公共施設等総合管理計画について伺います。本年3月定例会、執行方針に対する代表質問の中で質問いたしました公共施設等総合管理計画についての質問です。代表質問に対する答弁を踏まえながら質問を進めていきたいと思えます。長期的な視点を持って計画的に進め、財政負担の軽減、平準化し、地域社会の実情に合ったまちづくりに活用する目的と効果と伺いました。70年代前後に建設された役場庁舎、中学校校舎など、老朽化が進み、早急な対応が必要な施設もあります。厳しい財政状況の中で、全ての公共施設を維持管理、更新、改廃や統廃合の検討を進めていると考えますが、少子高齢化等社会的状況が大きく変化していく中、長期的な視点での計画の検討が求められています。

公共施設の適切な規模とあり方、次世代に負担を残さない効率的、効果的な公共施設のあり方のために、基本的な考え方、計画策定の基本的な方針を伺います。

また、計画実施の現在の進捗状況と実施の見通しについて伺います。役場内の関係部署による検討組織において考え方をまとめていると伺っています。将来構想も視野に入れることから、施設整備の方向性を確認するため、行政サービスの水準の検討が必要など、まちづくりのあり方に大きくかかわっているものです。計画の推進には多くの自治体が苦慮している状況です。推進のあり方によって反対や抵抗を招き、遠回りも想定されます。町

民や議会と情報共有し、当別町の将来像を描き、公共施設等の最適な配置を検討することが大切と考えます。

公共施設の老朽化は、深刻な状況です。計画実施を進める中で、スピード感のある効果の高い取り組みを進めていくために、町民、議会に対しての情報提供、合意形成の考え方について伺います。

次に、当別町生活排水処理基本計画について。平成27年度末に下水道や浄化槽などの汚水処理施設を利用している人の国内の普及率は89.9%、人口5万人未満の市町村では77.5%と国土交通省を初めとした3省から発表されています。平成13年度に報告された当別町生活排水処理基本計画ですが、時代背景に変化があることから、計画を見直し、平成24年に改定基本計画が策定され、平成33年を目標年次としています生活排水の適正処理の進捗度合いに生活排水処理率を用いていますが、平成22年度83.73%、目標年次33年度87.36%の目標に対しての進捗状況と今後の取り組みについて伺います。

また、公共下水道区域外の生活排水処理は、新築住宅、改築時等では合併浄化槽の設置を選択されている例が多いと考えますが、生活排水処理形態の変化を把握し、どのように捉えているのか伺います。

合併浄化槽設置の推進について、道内自治体の多くが補助事業に取り組んでいます。当別町では下水道中期ビジョンの中でも合併浄化槽設置の促進のための方策について検討し、また当別町生活排水処理基本計画基本方針により合併浄化槽設置の推進を長期にわたり検討を重ね、環境省事業で個別処理の浄化槽設置整備事業が検討されています。当別町の財政状況による影響や補助事業決定分の確実な実施が求められており、推進状況によってはペナルティーも科せられると説明されていますが、町民の居住環境や周辺環境の維持向上の取り組みのためにも対応が迫られている状況と考えます。合併浄化槽設置補助事業の導入についての検討状況と今後の方向性、取り組みについて伺います。

以上を申し上げまして質問といたします。よろしく申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 稲村君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 稲村議員の一般質問にお答えいたします。

当別農業の課題を数字も含めて分析をしていただきまして、わかりやすく説明をいただきました。議員ご指摘の農家戸数の減少傾向、高齢化問題、後継者問題、そして賃貸率の高さ、賃貸料の高さ、そして転作率の高さ等々、多くの課題をこの当別の農業は抱えているというふうに私も思います。そのことを踏まえて、当別農業の現状と課題について今私がどのように捉えているかということをご説明をしたいと思います。

当別町では、米を中心に生産性の向上、安定化を図るために積極的に土地改良事業を進めて、高度に整備された水田、ダム、そして用排水路を活用した農業を展開してまいったわけであります。そういった中で、昭和40年代以降、国により米の生産調整施策が進められ、小麦などの畑作物への転作や高収益な花卉の産地化、機械利用の共同体制づくりなど

によって経営の安定を図ってまいったわけですが、今議員からもご指摘がありましたとおり、近年は担い手不足、それから労働力不足が深刻化する中で、作業上の優位性などから小麦のほうへ偏りが非常に大きくなっていったと。適正な輪作にこれが支障を来して、野菜とか花卉の拡大を困難にしているというふうには私は認識しております。また、構造面で積極的な基盤整備等によって農地の価格が比較的高目である。このことが農外からの新規参入のハードルを押し上げているとも考えられまして、収益性の高い農業の実現が急務だというふうに考えております。米の生産調整に係る交付金等の配分は、町内の農業関係者機構で構成します当別町農業再生協議会、実はこれの会長は私自身が担っておりますけれども、これが担ってまして、協議会が再生配分をすることになっていて、これも議員がご指摘のとおり、加算の設定など開始から相当の年数を経過しているものもありますので、当別農業10年ビジョンに掲げるもうかる農業の実現を加速するためには見直しが必要だというふうには私も考えております。

次に、小麦のなまぐさ黒穂病につきましては、議員協議会等でもご報告をしているところでございますけれども、現況と対策につきましては詳細について後ほど担当部局から答弁させていただきますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、当別町のまち・ひと・しごと創生総合戦略及び当別10年ビジョンの進捗状況についてのご質問ですが、当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる企業誘致活動につきましては、食あるいは農業に関連する企業を中心に幅広くアプローチを行っております。それから、農業10年ビジョンに係る取り組みにつきましては、生産体制構築では野菜栽培ハウス、これの導入を支援する制度をこじから取り入れました。また、GPSの活用、ICTの技術実証、こういったものも取り入れました。また、多様な人材確保という点では、新規参入者の受け入れマニュアルや受け入れ農家リストの策定、それからブランド化、6次化、販路拡大では首都圏等でのPRイベント等の取り組みを進めておりまして、首都圏の新たな販売先の獲得など、少しずつ成果が出てきているというふうには考えております。今後10年ビジョンに掲げた目標を一刻も早く前倒しで実現することが必要であると私も考えておりまして、中でもなまぐさ病の発生を契機に、畑作物の適正な輪作体系の確立や担い手不足、労働力不足対策、こういったことが喫緊の課題だというふうには考えています。

次に、公共施設のほうのお話に移ります。公共施設の総合管理計画、これについてのご質問に対する答弁を申し上げます。この管理計画は、現在の公共施設全体を把握して長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことを目的とした総務省の指針に基づき作成したものであります。公共施設に関する基本的考え方は、これも議員ご発議のとおり、何よりも将来世代に負担を残さないことが基本であると考えております。そのために、施設の改修、更新の際には他の施設との複合化、あるいは民間事業者の資金を活用することで地方債の発行を抑制して財政負担の軽減を図ることが非常に重要だなどというふうには考えます。また、町の活性化施策の推進や町民ニーズが拡大、変化していくこ

とを踏まえて、新設を含めた計画の更新を随時行っていくことも重要だというふうに考えております。これについては、現在将来的な公共施設のあり方について役場内の関係部署による協議を進めているところであります。

次に、現在の進捗状況と実施の見通しについてのご質問ですけれども、これまで施設の除去等は一般財源で実施することになっておりましたけれども、管理計画を今回策定したことによって特例措置として地方債の借入れが認められました。今年度これを利用して、西保育所、もみじ団地、西当別小学校教員住宅及び弁華別小学校教員住宅の4つの施設の解体事業を実施しております。

また、計画実施に当たっての町民、議会に対しての情報提供、合意形成の考え方ですけれども、施設の改修、更新、新設を行うには非常に多くの財源と工夫が必要となります。議員ご発議のとおり、これを達成するには町民や議会との情報共有、合意形成が何よりも重要であります。したがって、随時情報提供を図ってまいりたいと考えております。稲村議員におかれましても、ぜひお力添えをいただきますようお願いをしたいと思います。

3番目の当別町の生活排水処理基本計画についてのご質問ですけれども、初めに当別町の生活排水処理率の進捗状況については、平成27年度末、昨年度末で88.74%となっておりまして、当初計画しておりました平成33年度の計画目標87.36%に対してもう既に1.38%上回っているのが現状でございます。ただ、公共下水道区域外における生活排水処理の今後の方向性として、当別町の衛生的で快適かつ美しく良好な生活環境の実現と公共用の水域の水質保全を確保するためには、さらに合併処理浄化槽の設置を推進する必要があります。

生活排水処理形態の変化については、住宅の新築や改築時に伴う合併浄化槽の設置は徐々に進んでいると捉えておりますけれども、今後の移住促進とか、あるいは新規就農者への環境整備を進めることも大変重要でございますので、その促進のために来年度から新たに補助制度を具体化していきたいと考えております。現段階で考えております補助制度は、環境省所管の個人設置型浄化槽設置整備事業による国庫補助を活用したもので、その基準としては浄化槽設置費用の60%を個人負担、40%を国と町が負担すると、こういう事業がありますので、これを取り入れたいというふうに考えております。いずれにしても、長期計画をしっかりと立てて実行に移していきたいというふうに考えております。

以上、私からの稲村議員の一般質問に対する答弁といたします。あとは、担当のほうからご説明申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 経済部長。

○経済部長（館田博道君） 稲村議員の小麦なまぐさ黒穂病に関するご質問にお答えをいたします。

当別町内における被害につきましては、9月15日時点で44戸、226ヘクタール、151筆となっております。秋まき小麦全体の作付面積の6.5%ということになっております。防止に向けた体制につきましては、7月29日に町と農協、辻野商店、普及センターによります

対策会議を立ち上げまして、9月15日にも第2回の対策会議を開催し、情報共有と取り組みの連携体制を構築しているところでございます。具体的な防止策といたしましては、連作回避、消毒済み種子の使用、適期播種などを農協の広報紙等で周知をしております、適正な輪作体系の確立に向けて関係機関で連携して取り組むことを確認しているところでございます。

以上でございます。

○議長（後藤正洋君） 稲村君。

○9番（稲村勝俊君） ありがとうございます。

質問ではありませんけれども、農業政策についてのところで少しお話をしたいと思うのですけれども、交付金のあり方について少しお話をしましたけれども、答弁もいただきました。日本の農業政策の今は変革期ということだというふうに思います。端的にあらわす言葉の中で、この間亡くなりました加藤紘一さんという国会議員がいましたけれども、長く農政族議員ということでしたけれども、今の状況を見て、全ての農家を守ろうとして全ての農家を守れなかった。これが今の農業が衰退する一つの要因だろうなということを私は今思っていますというようなこともありました。それから、さまざま雑誌を見ていましたら、農村振興のもとから有名な二宮尊徳の言葉に次のようなものがあります。道徳なき経済は罪悪であり、経済なき道徳は寝言であると言ったそうですけれども、交付金というのは考え方のバランスが非常に難しいのかなと思います。それで、いろんな状況が想定されますけれども、いずれにしても当別町の農業が振興強化されていくようなことで進めていただければありがたいというふうに思います。

そんなことを申し上げまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（後藤正洋君） 以上で稲村君の質問を打ち切ります。

休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時40分

○議長（後藤正洋君） 再開いたします。

次に、通告2番、山崎君の質問であります。質問は、一括質問、一括答弁方式で行います。

山崎君。

○4番（山崎公司君） おはようございます。ただいま議長の許可をいただきまして、通告書に基づき、本日は3件のテーマで、1つは町税、教育、そして道の駅について質問させていただきます。

最初に、クレジット収納による行政サービスの推進についてでございます。一般会計の

収入の約20%を占める町税について現状の収納状況が把握したく、今回定例会の決算審査特別委員会と関係部署からの情報を入手の上、分析してみました。この内容としましては、この3年間の町道民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の収納率、介護保険料、保育料、住宅、駐車場の使用料、それから私会計の給食費の収納率、項目別の収納方法、口座振替、コンビニ、銀行等の窓口の比率、それから滞納件数、督促、催告書、電話催告、不納欠損の実態を調査、分析してみました。保育料を除く他の項目にはいろいろな問題点、課題があるとの私の認識です。また、滞納繰り越しが非常に多い。これに伴う督促、催告、電話催告の件数が非常に多いという印象です。例えば町道民税、固定資産税、軽自動車税の3税、26年度、督促7,033、催告1,842、電話催告が221、トータル9,096件です。27年度、督促が6,422、催告書が1,601、電話催告が194、合計で8,217件ございます。また、国民健康保険税を見ますと、26年のトータルで4,184件、27年度で3,792件でございます。町内7,600世帯の中でこの件数は、非常に多い件数になっております。また、私会計である給食費についてですが、現年度で98%収納されております。ただ、未納額、26年度で138万、昨年27年で77万でございます。私は、子どもの給食費については親は何とかやりくりして最優先で払ってほしいなというのが私の感想でございます。

現状の厳しい財政状況の中で、やはり住民は納税の義務の観点から納期限までに自主的に納付を行うようにすることが必要であります。そのためには、収納手段の多様化、利便性の向上により納税者が税金の払いやすい環境づくりを行うことが重要です。現在の収納方法として、27年度を見ますと町民税がコンビニが41.1%、口座振替が26.7%、金融機関等の窓口は32.2%でございます。国民健康保険税に触れますと、コンビニが27.6%、口座振替が42%、金融機関等の窓口が30.4%になっております。徐々に増加しておりますコンビニ収納に関する課題といたしましては、まず費用対効果、それと入金があってから納付までの間の消し込みに相当な日数を要していると、それと金融機関等の窓口同様個人情報の保護対策の適正化が挙げられます。

ここで、納税者に対し支払い環境の拡大として、クレジットの収納を私は提案いたします。これにより行政サービスの推進につながります。導入の背景には、10年前の平成18年の地方税法一部改正により公共料金のクレジット収納が可能となりました。滞納者に対しては、督促状から始まり、催告状、滞納処分とそれに係る人件費の投入がされてきました。厳正な滞納管理と行政サービスの拡大の両方を実施することで公平を実現させることができます。導入の目的ですが、社会環境の変化に伴い、住民、納税者の生活サイクルの多様化、生活エリアの分散化が進んでおります。納付環境を拡大することにより、納税者へのサービスと期限内納付率の向上につながり、納付期限の制約がなくなり、納めに行きたいが、金融機関が閉まっているという納税者の声はなくなるはずで、電子自治体への第一歩を進めることとなります。しかしながら、導入への課題といたしまして、初期の導入費、ランニングコスト、クレジット決済代行会社に対する手数料等が挙げられます。一方、納税者のメリットとして、金融機関に足を運ばなくてもいい、納付期限に手元に現

金がなくても納付が可能です。それと、リボ払い等の分割払いも選択できます。カード会社のポイントがためられます。パソコンや携帯で24時間いつでも簡単に納めることができるのです。一方、デメリットとして、自宅にインターネットあるいはスマホの環境がなければできないということです。

導入している自治体はまだまだ多くはないのですが、国内で先進的な取り組みをしたのは平成21年4月から長崎県の波佐見町、これは1万5,000人ぐらいの町ですが、取り扱い税目は町税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、4税です。これにプラス水道料金、介護保険料もこちらのほうでは可能です。それから、道内で早期に導入したのは十勝の浦幌町が平成24年4月から導入されておりまして、取り扱い税目は基本の4税です。石狩管内では、この4月から恵庭市が導入しております。取り扱い税目は、基本の4税全てをやっております。昨年からは自動車の強制保険、これが実施されておりまして、大変成果が出ているという報道もあります。決済手数料が発生いたしますが、金額は各行政まちまちです。ただ、道内の浦幌町は安くて、1万以下は無料となっております。納付データの処理期間として、口座振替で最低2週間、14日かかります。コンビニ、金融機関で最短で3日から7日、要は1週間かかります。クレジットカードですと最短で3日、それで処理期間が終わるということです。町内のふるさと納税においても昨年4月からスタートしましたカード決済が大きく金額、件数において寄与しております。今後個人情報の管理上、収納は口座振替とクレジットが中心になっていくと私は思っております。クレジット収納による支払い環境の拡大で関係部署の事務量の改善にもつながります。

今後行政サービスの推進のためにクレジット導入について町長の見解をお伺いいたします。

2つ目の教育に関してですが、デジタル教科書とプログラミング教育についてでございます。教育委員会は、昨年4月に実施されました全国学力テストの町内の結果を踏まえて、授業改善として町独自の教員の配置とデジタル教科書の導入について発表されました。この1年間の小中学校のデジタル教科書の授業実態と効果について報告願います。

さて、文科省は小中学校で使われております教科書のデジタル化を解禁し、平成32年に導入する案を示し、現在は副教材の扱いですが、文科省は平成29年にも法改正して正式な教科書と位置づける方針です。タブレット端末などの紙の教科書データを取り込んだデジタル教科書は、文字や画像の拡大、音声や動画の利用が自由にでき、英語の発音を聞いたり、理科の実験の画像を見たりすることが可能です。また、算数の図形を自由に動かすこともでき、文字や図形の拡大も簡単で、障がいのある子どもたちの理解の助けにもなります。

次に、文科省は端末を含む10万円以上とされる教科書は国の財政難から無償配付の対象にはしない方針で、導入の判断は各教育委員会任せで、行政が補助しなければ家庭にしわ寄せが寄っていきます。憲法では義務教育を無償としております。少なくとも小中学校は無償配付することが当然だと思います。行政が補助するという認識でよろしいのでしょうか。

次に、また子どもの視力や脳の発達、デジタル依存の問題など、心身への影響はどのような対策を考えておりますか。

次に、町内で来年平成29年度から小中一貫教育になる2校で保護者や地域住民が学校の運営に積極的にかかわるコミュニティ・スクール制度が導入されます。デジタル教科書をどのように反映させるのでしょうか。導入に向けては、問題点をきっちりと整理し、一つ一つ改善していくことが必要で、保護者にもしっかりと説明することが大切です。教科書が紙かデジタルかではなく、これらを使って教師がどのような授業を行うのかということが重要と思います。

また、政府は平成32年度から小学校でコンピューターのプログラミング教育を必修化する方針で、身近な情報端末になれるとともに、IT教育を広めるスマートフォンや交流サイトが日常生活の一部となり、勉強するのもテレビを見るのも、交通も病院も身の回りのあらゆるものがコンピューター化しております。今後産業だけでなく、社会や暮らし、文化が変化していきます。このような環境変化の中で、プログラミング教育は全ての人にとって重要な教育問題であります。プログラミングを通じて論理的に物事を考えて解決する。他人と協力して新しい価値を創造する力を学ぶ。それにより、社会のあらゆる面で必要な対処能力を育むことができます。文科省の発表した資料を見ますと、海外ではイギリス、ロシア、ハンガリー、フィンランド、オーストラリアでは小学校1年から6年まで必修になっております。どの国もここ数年で国の政策として情報教育に力を入れ始めております。小学校で既存の科目の中でプログラミングを生かした論理的な思考力を養うことが小学校の段階でも大事と私は思います。子どもたちが将来どんな仕事、職業を選ぶにせよ、社会システムの背後にある情報技術の基本的な考え方を心得るのは必要と思います。

7月20日、地方議員研修会がありまして、申し込みで私は参加してみました。そのとき、ちょうど2005年当時全国最年少で36歳で佐賀県武雄市長になられた樋渡啓佑さんの講演を聞くために参加しました。この方は、年間100万人の武雄図書館を手がけた人でもございます。この方の講演の中で、教育は未来への投資であり、官民一体となった教育が必要で、自分も実践してきたと。また、プログラミングの教育の必要性を強調されておりました。

こういう背景の中で質問ですが、まず小学校のプログラミング教育の必修化をどのように考えておられますか。

次に、論理的な思考力を養成するために現状どのような教育をされておりますか。

次に、教室内のIT化を急ぐのか、IT以前に読解力を高めるのか、国語や算数などで教える内容や教え方の見直しも必要と思いますが、いかがでしょうか。

最後に、プログラミング教育で最も大きな課題は何でしょうか。

以上、教育長の見解をお伺いします。

3つ目のテーマですが、道の駅についてです。5点質問させていただきます。

本体工事の建築会社も決定しまして、9月12日、安全祈願祭も終了し、来年6月に工事が完成し、9月にオープン予定と発表されました。北欧の風、道の駅とうべつと名称も

決定し、申請後許可されて正式な名称となります。既にオープンまで1年を切り、カウントダウンが始まります。

まず、来年9月の開業予定日、それと夏時間、冬時間の開館時間、営業時間です。さらに、毎週1回休み、あるいは月1回、年末年始という休館日。ちなみに、今現在道内は117の道の駅がございます。ことしになって1月に木古内、3月は鹿部、トータルで117ありますが、参考までに開館、営業時間、朝7時からやっているところは2カ所がございます。道北の苫前と羽幌です。それから、朝8時から開業しているところは8カ所、朝10時からのは9カ所、そのほか98カ所が朝9時からの営業となっております。それと、夏、冬同じ時間というのは117のうち39カ所です。それと、レストランと別々の営業時間になっているのは83カ所ございました。

次に、事業を成功するには、私の今までの経験でもやっぱり道の駅の参加事業者との協調、そして地元を盛り上げることが重要で、次に近隣住民、そして道の駅ファンを大切にすることだと私は思っております。地元の盛り上げに向けて、名称が認可される来春には役場、当別駅、太美駅に垂れ幕をかけてはどうでしょうか。

次に、私の今までの経験において、事業を成功させる鍵は情報と人材の2つが大きなポイントになります。道の駅が開業すると30名以上の雇用が発生します。雇用環境が改善し、厳しい採用環境の中、どのように人材の確保を考えておるのか。また、顧客対応の研修をどのように考えておるのでしょうか。

次に、太美駅周辺において、C R C C初め、人口増加策に向け将来的な土地利用の攻略を図るべくいろいろと検討されていると思います。コミュニティバスの運行も予定されております太美駅南口から道の駅までの17線道路の整備をいつ、どのように実施される予定でしょうか。

最後に、道の駅の年間入場者数は当初40万と見込まれて収支を立てられております。現在117ある道の駅で年間100万人以上の入場者があるのは、望羊中山、それとライランドふかがわ、だて歴史の杜、ニセコビュープラザ、花ロードえにわなどがございます。いかにリピーターを確保するかが成功するポイントになります。直売、プロショップ、テークアウト、レストランの人を呼び込む努力により大いに期待でき、また札幌に一番近い道の駅として予想以上の入場者の増につながると思います。既に発表されています収支の中で売り上げの見通しの中で、たしか入場者1人880円を試算して売り上げを立てております。これは、私は1,000円に近いところまで可能だろうと思っております。

それと、8年目、平成36年が70万人の入場ということで発表されておりますが、これも前倒しになる可能性があると思います。それと、同時にポイントカード導入です。例えば先ほど100万以上の中でだて歴史の杜は、行きますとカードお持ちですかとレジの人から聞かれます。それで、非常にリピーターもふやす。地元の人に還元しているという姿勢です。ポイントカードの導入により、より多くのファンをつかむことにより、例えば町内のアウルカード、または他のカード等の検討をぜひお願いしたいと思います。

以上、道の駅について5点質問させていただきましたが、この進捗状況を町長にお伺いいたします。

以上、質問を終わります。

○議長（後藤正洋君） 山崎君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 山崎君の質問にお答えいたします。

初めに、クレジット収納についてであります。納税手段を多様化することは納税者の利便性を高める上で重要なことであることは全く議員のおっしゃるとおりでございます。ただ、これによる収納率の大幅な向上だとか、あるいは事務量が大幅に削減できる、こういった費用対効果をしっかり見きわめることができるまでは少し待ちたいなど、一言で言えば時期尚早かなというふうに私は考えております。と申しますのも、クレジット収納はパソコンとかスマートフォンを使ってインターネットでのクレジット決済により納税するものですけれども、金融機関とか役場窓口でクレジットカードで納税するものではありませんですね。それで、自宅で納税するというメリットはあると思いますが、利用者はインターネットになれた限られた一部の方々にとどまるわけでして、これによって納税の拡大が図れるのかなという、期待していいのかなというところに若干の疑問点を持っております。もちろんこれやるには町においてもクレジット収納に向けた電算システムの改修も必要になってきて、費用もかかることでございます。こういった課題がありますので、これを否定するものではなくないのですけれども、導入しています先進自治体による事業評価も十分に調査した上で、今後の判断にしたいというふうに考えております。少し時間をいただきたいというのが私の回答でございます。

それから、教育のほうは後ほど教育長のほうからお話ししますが、道の駅の進捗状況についてですけれども、開業予定日は工事の進捗状況にもよりますけれども、9月の休日のうちで大安であります9月23日土曜日としたいというふうに考えております。ただ、9月は定例議会の今月でございますし、また来年は町長選挙直後の臨時議会の日程等もありますので、議会等関連部局とのすり合わせを十分にした上で、できるだけ速やかに期間決定をしたいというふうに考えております。また、営業時間等についてのご質問がありましたけれども、現時点では10時から18時、休館日は年末年始かなというふうに考えておりますけれども、これは経営に直接関連してくることでありますので、運営会社の幹部社員が決定した上で、今山崎さんからいろいろ教えていただいたほかの道の駅の情報も加味した上で、彼らの判断に委ねていきたいというふうに考えております。

それから、垂れ幕の掲揚のご質問ですけれども、道の駅のPRに関するご質問で幾つかある中の一つだと思いますので、これは後ほど担当部局のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

また、道の駅の従業員の採用、それから顧客対応の研修、またポイントカードの導入、こういったものについてでありますけれども、今はご承知のとおり従業員の確保が非常に

難しい状況と聞いていますけれども、具体的な従業員の採用等については、これも運営会社の幹部社員が決定したらすぐに取りかかりたいと思います。現在の雇用状況も踏まえて、速やかにその方針を決定していかなければいけないというふうに私も考えております。

ポイントカードの導入計画については、これもより詳しくうちの担当のほうから答弁をさせていただければと思います。

あと、JR石狩太美駅から道の駅を結ぶ17線の整備についてご質問触れられましたけれども、これは大変重要だと、この整備はどうしても早くやらなければいけないということは十分認識しております。現在財政負担の低減を念頭に置いて、より有利な補助事業の活用を模索しておりますが、今国も道もこういった道路に関しては災害復興のほうにかかわる地域が非常に優先採択されるという状況にありまして、なかなか補助金の確保が難しい厳しい状況にあります。したがって、明確にいつ着手できるかという時期をお示しできない。本当は道の駅ができる前にやりたい事項ではあるのですけれども、なかなかそこに、金額も結構高い高額になりますので、現状ではいっていない。でも、やらなければいけないことははっきりしておりますので、早期着手に向けてこれから引き続き努力をしていきたいと、こういうふうに考えております。

私からの山崎議員への一般質問に対する答弁はこれで終了しまして、後ほど担当のほうから話をさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時11分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

ただいま町長から答弁をいただきましたけれども、細部につきまして担当部局からの答弁を町長のほうからも発議がありましたので、そのまま担当部局からの答弁をいたさせます。

企画部参与。

○企画部参与（吉尾雅昭君） 山崎議員の道の駅に関するご質問にお答えさせていただきます。

初めに、役場、当別駅、太美駅への垂れ幕の掲揚につきましては、町民に対します道の駅PRのご提案かと思えます。PRにつきましては、チラシや動画を初め、JR、コミュニティバスなどに車両広告等さまざまな方法も考えるところでございます。ご提案の垂れ幕掲揚も一つの方法といたしまして、今後費用対効果も含め検討する考えでございます。

次に、ポイントカードの導入計画についてであります。町内には既にアウルカードもあり、また各スーパーやデパート等ではポイントカードに加え、特典つき会員カード等を

打ち出しているところがございます。道の駅も顧客獲得に向け、さまざまな事例を参考に、より効果的な方式を導入してまいりたいと考えているところがございます。

以上でございます。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 山崎議員の一般質問にお答えいたします。

最初に、デジタル教科書導入の成果についてのご質問であります。中学校で主要5教科に導入して、1年ではなく3カ月経過いたしました。授業改善あるいは学習環境の改善など、成果は確実に上がっているものと認識しております。なお、具体的な成果につきましては、後ほど担当から答弁をさせます。

次に、デジタル教科書の経費負担についてであります。デジタル教科書の導入に当たりましては、町の予算で措置をしております。既に導入しておりました電子黒板を使用して成果を上げているということは今申し上げたとおりです。具体的には、後ほど担当から申し上げます。

山崎委員が言われております教科書代がタブレット端末等のハード整備のことであるならば、今までもICT化の整備は町の予算で行っておりますので、今後学校で使うということになれば、そのタブレット端末等のハード整備については同様になるというふうに考えております。ただ、個人にタブレットを持たせると、そういった場合につきましては、町が補助するかどうかについては今後検討していくことになります。いずれにいたしましても、導入に際しましては町長部局と協議をして進めてまいりたいというふうに思っております。

次に、子どものデジタル依存の問題、心身への影響についてということですが、さまざまな影響が言われております。一例を挙げますと、幼児期の子どもは身近な人とかかわって遊びなどの実体験を重ねることで人間関係を築き、心と体を成長させていきます。ところが、幼児期からのメディア漬けの生活では外で遊ぶ機会を奪い、人とかかわり合いの体験不足を招き、その結果心身の発達のおくれ、ゆがみが生じるということにつながっていきます。また、全国学力・学習状況調査におきましても、毎年のように弊害が指摘されております。

教育委員会といたしましては、専門家による講演会を実施したり、授業での情報モラルの指導、あるいはクラス単位、生徒会単位での注意喚起など、児童生徒に対し適切な利用方法、マナー等について指導、啓発を行うよう、これまでどおり学校に対して指導していきたいというふうに考えております。また、PTA総会や家庭訪問時に注意を促したり、PTA研修会のテーマにメディアによる影響を取り上げるなど、学校と一体となって保護者啓発にも取り組んでいるところであります。さらに、平成29年度を目途に導入いたしますコミュニティ・スクールにつきましては、まさに地域、保護者、学校が一体となって子どもを育てる仕組みですので、児童生徒の指導に取り組む環境がより強化されていくものと考えております。

次に、コミュニティ・スクール制度が導入されるが、デジタル教科書がどのように反映されるかということについての質問でございます。コミュニティ・スクールの導入目的、コミュニティ・スクールというのは学校運営協議会を設置している学校ということになりますが、その目的につきましては先ほど申し上げたとおりでございますし、デジタル教科書導入の目的につきましては授業改善、学習環境の改善でありますので、反映ということの意味は少しわかりかねるのですけれども、コミュニティ・スクール制度の導入にかかわらず進めていきたいというふうに思っております。

次に、小学校のプログラミング教育必修化についてでございますが、現在高校では情報、中学校では技術課程において情報教育が行われております。そこにつなげていくことが今回の小学校でのプログラミング教育導入の意義というふうに考えています。そういった意味では、小学校から高校までの教育の流れができるというのは好ましいというふうに考えます。今後の社会のあり方につきましては、進化した人口知能が社会のあり方を変えろというふうに言われています。今後10年から20年程度で現在の半数近くの仕事が自動化される可能性が高いというふうに予測されています。また、子どもたちの65%は将来今は存在しない職業につくという予測もあります。いずれもアメリカの大学の先生の指摘でございます。予測でございます。そのような社会に生きる子どもたちに必要な能力の一つとしてプログラミング力を小学校から中学校、高校という流れの中で育てていくということは、今後の教育に必要なことというふうに私も捉えております。

なお、小学校では算数の内容の一部を改善してプログラミング教育とするというふうに承知をしております。小学校でのプログラミング教育の定義でございますが、子どもたちにコンピューターに意図した処理を行うよう指示することが自分自身でできるということを経験させ、将来どのような職業につくとしても時代を超えて普遍的に求められるプログラミング力を育むことというふうにされております。小学校では今述べたような体験をさせながら、身近な生活でコンピューターが活用されていることやコンピューターの働きを自分の生活に生かそうとする態度を身につけることを、議員もおっしゃいましたが、そういったことを目指しているところであります。また、先ほど申し上げたとおり、今後の社会のあり方がプログラミング教育の必要性を今後高めていくものというふうにも考えております。しかしながら、このプログラミング教育につきましては具体的内容や実施学年示されておられませんので、今後適切に対応していくという考えであります。

次に、論理的思考力の養成に係る現状の教育についてでございますが、現在の授業の流れを大まかですけれども、言わせていただければ、低学年においては教師が指導して基礎基本を身につける形が多く、中学年から高学年には教師主導の授業に加えまして、主体的に学習に取り組む態度を育て、課題に対し意見を考えさせ、まとめ、発表するスタイルをとっております。また、自分で課題を見つけ、自力で解決し、さらになぜその解決方法を採用したかを発表させるといったような授業が各教科で実践されているところです。つまり考えるということを授業の中心に据えているということでもあります。そういった授業を通

して、学習に主体的に取り組む態度ですとか、考える力、まとめる力、発表する力、聞く力、説得する力などを身につけさせるように取り組んでいるところです。そのことが山崎議員の言われる論理的思考力に結びついていくというふうに考えています。

次に、教室内のIT化を急ぐのか、IT以前に読解力を高めるのかと、国語や算数の考える内容や教え方の具体的な見直しが必要ではとのご質問であります。ICTにつきましては道具であります。読解力を高めるための道具ということにすぎません。教育のICT化の目的は、授業改善による子どもたちの学力の向上であります。したがって、ICTが先か、読解力が先かという話ではないなというふうに思っております。プログラミング教育を実施する前提として、言語能力の育成や各教科等における思考力、読解力の育成など、全ての教育の基盤として長年重要視されてきている資質、能力の重要性はますます高まっていきます。こうした資質、能力の育成をしっかりと図っていくことは当別町教育委員会の方針でもあり、現在も全学校で取り組んでいるところです。

それは、今進めている小中一貫教育においても最も重要としている点であり、この方針は今後も変わることはありません。そのため、道具としてのICT化につきましては今後も進めていく必要があるというふうに考えております。教科の内容の見直しにつきましては、新学習指導要領に示されることとなります。また、教え方については、論理的思考力の養成というところでお答えしたとおり、教師が一方的に知識、技能を伝えるという授業ももちろんありますけれども、一方でアクティブラーニングということが言われますように、子どもたちの活動、発言、話し合い、まとめ、発表を重視した授業が多く展開されてきております。授業改善はそういった意味では着実に進んできているものというふうに考えております。

最後に、プログラミング教育における最も大きな課題についてですが、小学校におけるプログラミング教育の具体的な全容がまだはっきりしない段階であります。今考えられることは指導教員の確保、教員の資質向上、地域人材の活用、プログラミング教育を実施する上で必要な施設整備といったことが考えられます。小学校での英語の教科化とともに、このプログラミング教育実施に当たっては中学校との連携は必要不可欠であります。現在教育委員会が進めている小中一貫教育は、まさにこういった教育の変化に対応する取り組みであるとも言えますので、一貫教育の充実をさらに目指してまいりたいというふうに考えております。

以上、山崎議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 管理課長。

○管理課長（山崎 一君） 先ほどの山崎議員のデジタル教科書導入の成果に関するご質問にお答えいたします。

デジタル教科書は、本年6月から中学校において主要5教科に導入いたしました。導入したばかりでありますので、今後さらに成果が上がってくるものと期待しておりますが、現状における成果についてご報告申し上げます。まず、1点目に生徒の集中力が高まり、

その結果学習効果が上がった。2点目に、全ての学年の教科書データが入っておりますので、学年をまたいだ復習が必要に応じてすぐできる。3つ目に、教材提示が早いので、授業進度が飛躍的に速まる。4つ目に、授業の前の準備や片づけが短時間で済み、その分生徒指導などほかの時間に使うことができるといったことなどがございます。具体的に申し上げますと、例えば英語では画面の活字を目で追いながら聞くことができる。発音で口のあけ方や舌の使い方など目で見て学べる。音声リピート機能が活用できる。数学では、図やグラフと連動してすぐに生徒に示せる。拡大、縮小や塗りつぶすことが容易にできるなどがございます。先ほども申し上げましたが、今後さらに成果は上がっていくものと期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（後藤正洋君） 山崎君。

○4番（山崎公司君） 答弁ありがとうございます。個々に再質問させていただきます。

まず、クレジット収納に関してですが、ちょうど7月の初め、ヤフーの地方創生のフォーラムに応募しまして、受講してきました。その中で、十勝の浦幌町の税務課の元女性職員から、自治体の支払い環境拡大による行政サービスの推進というテーマでクレジット収納導入の経緯について講演があり、大変私自身参考になりました。本日私の提案に至っております。そんな中で、導入の背景に、まず臨戸徴収の廃止、延滞金の徴収、強制執行を強化する。事前調査と導入協議から2年間、平成24年4月に導入しましたということでした。当初はコンビニの10分の1でありましたが、現在は成果が出ている。行政サービスの拡大でやってよかったと。まずは、行政はやってみるべきだと話を結ばれました。参考にさせていただきたいのと町長の感想を求めたいと思います。

2つ目のデジタル教科書等の件ですが、まず今後教員が一方的に教えるのではなく、児童生徒が主体的、能動的に授業に参加する。先ほど教育長が言われましたアクティブラーニングが導入され、授業時間を柔軟に組み立てるカリキュラムマネジメントも促進されていきます。そのために、教職員の定数、情報通信技術環境の充実が必要となります。子どもや教師の負担が過重にならないのでしょうか。十分な配慮が求められます。教師の能力の向上、健康管理等、教育委員会の役割が重要となります。どのようなバックアップを考えているのでしょうか。

3つ目、道の駅に関してですが、先日私は議員協議会に提案いたしました。再度、開業まで役場職員、議員の名刺に開業日を記載し、全員で道の駅大使としてPR活動をしてはどうかと思っております。道の駅の成功に向けて、地元、近隣市町村、道の駅ファンに対して皆一体となって告知していく必要があると思います。この件に町長の見解をお伺いします。

この3点お願いいたします。

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時29分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

山崎君の再質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） クレジットの件で十勝の例をお話しいただきました。やってみることは非常に重要であるということは、私も常々そう思っておりますけれども、先進的な取り組みが功を奏するケース、幾つかあると思っておりますけれども、費用対効果ということもありますので、その辺は少し準備期間が欲しいなど。例えばマイナンバーのことを見てもおわかりのとおり、こういうことだってあるわけで、なかなか進まないということもあるので、何でもかんでも飛びついて進めていって、それが大きく我々の目標としているものを結果として出せばいいと思っておりますけれども、その辺の見きわめをもうちょっとさせてほしいなということが私たちの今の考え方であります。

それから、道の駅については、名刺に、これは議員協議会でもお話がありました。今もう町長部局、私の部局ではすぐに始めていまして、今持っていませんけれども、お見せしたいのですけれども、道の駅を入れています。これがうちの全部局に広がるように、できるだけ早くしたいというふうに思っております。PRをとにかくしていくということで、あらゆる手段を使っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 山崎議員の再質問にお答えいたします。

教職員定数、それから情報通信技術環境の充実などをひっくるめた教育環境の整備ということになりますが、整備につきましては教員の負担にならないように適切な人員の配置をしつつ、さらに教員一人一人の資質を高めていくことが必要というふうになります。教職員定数につきましては、定数法がございますので、こちらのほうでどうのこうのできるものではありませんけれども、教育委員会といたしましてはこれまで以上に加配の拡充ですとか、あるいは研修参加の促進をしていきますし、地域人材の一層の活用も図ってまいりたいというふうに考えております。

なお、議員のほうからカリキュラムマネジメントということも出されましたけれども、カリキュラムマネジメントというのは教育目標を達成するために教育課程をどのように組んでいくかという力であります。これにつきましては、一般教員というよりはむしろ管理職ということになりますので、教育課程をつくる責任者であります校長あるいは教頭、そういった管理職の資質、能力につきましても一般教員同様に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 山崎議員。

○4番（山崎公司君） 答弁ありがとうございます。

以上をもって私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（後藤正洋君） ただいま山崎君からの発議がありましたけれども、以上で山崎君の質問を打ち切らせていただきます。

休憩いたします。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時33分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

次に、通告3番、鈴木君の質問であります。質問は、一問一答方式で行います。

鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） 議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

日本共産党の鈴木岩夫でございます。私は、初めに、今回の台風でとうとい命をなくされた方々に心よりお悔やみを申し上げます。そして、家屋や車など暮らしの土台を失われた方々に田畑や工場などなりわいに甚大な被害を受けられた方々、自治体の方々、被災された全ての方々に心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧、復興のための国や道の手厚い支援を求めるものです。

そこで、初めに防災について伺います。報道では今回の台風被害は56水害以上ではないかと言われております。幸い当別は、北見や十勝、上川のような甚大な被害には至りませんでした。しかし、当別もかなりの量の雨が降りました。当別ダムのおかげで当別川の水位もそんなに上がらずに済んだという声が聞かれます。実際当別ダム、青山ダムの水位はどうだったのでしょうか。それでも小さな河川が氾濫して、畑に水がつく、傾斜地の作物が流される、たび重なる雨で低い土地の畑の水がなかなか引かず、作物が腐るなどの被害が出ています。また、雨の後の高温が作物を腐らせる、強い日差しが作物を劣化させるなどの被害も出ています。当別町における農作物被害の実態とその対応について伺います。

今回の台風による水害の状況を見ると、当別町の防災マップで十分なのだろうかという不安の声が聞こえます。水害の場合の避難場所とその対応能力について伺います。

国道337号は、56水害などの教訓から当初の計画より1メートルほど高く施工されていると聞いています。道の駅の備品等の水害時における保護対策についてはどうなっているか伺います。

さきの熊本地震では、耐震基準の地域係数が0.8と0.9に指定されていたために、耐震工事が行われていたにもかかわらず、多くの公共建築物も倒壊し、地域係数の見直しに着手

した自治体もあらわれています。北海道の地域係数は、熊本と同様0.8と0.9に指定されていて、石狩管内は0.9に指定されています。当別町もこの間耐震診断に基づいて公共建築物の耐震工事を行ってきていると思います。その際の耐震診断、耐震補強工事における地域係数はどうなっていますか。また、町独自に1.0、または1.2、1.25へと変更する考えはあるか伺います。

今回の台風では、岩手県の岩泉町の介護施設で避難がおくれ、多くの人命が失われました。一方、南富良野町の介護施設では、とっさの判断で1階の高いところ、高いところへと移動し、難を逃れました。今回の災害を受けて、介助が必要な方々の避難について見直した点があれば伺います。

2番目に、T P Pについて伺います。きょうから臨時国会が始まりました。さきの通常国会では黒塗りの資料提出で委員会審議がストップしています。交渉参加国12のうち、国会承認を求める国会審議を行っているのは日本だけと聞きます。ベトナムは、アメリカの大統領選挙が終了してから国会承認を求めています。そのアメリカ大統領選挙では、両候補ともT P P承認反対です。直近の世論調査では、7割の国民が拙速な国会承認は行うべきではないと答えています。拙速なT P Pの国会承認を行うべきではないと考えるが、町長の考えを伺います。

パワーアップ事業など北海道での採用が極端に少なかったということで、いわゆる政府のT P P対策、政策大綱に対して各地のJ Aより道に対して相談が来ているということです。また、今回の国の補正予算でT P P対策が組まれるということで、8月上旬に説明会が開かれていると思います。パワーアップ事業など政府のT P P対策で当別の農家が利用できるように改善されてきているか伺います。

3番目に、医療介護総合法実施について伺います。第6期当別町介護保険事業計画において要支援1、2の介護予防訪問介護と介護予防通所介護については29年度より順次新しい総合事業に移行することとなっていますが、その進捗状況と見通しについて伺います。

移行する際、利用者、事業者への説明はいつごろから実施することになるのか伺います。

第6期当別町介護保険事業計画においては、各事業の移行に当たっては既にサービスを受けている方について切れ目なく安定的なサービス提供が行われるよう、必要に応じて既存サービス相当のサービスを利用可能とする措置を講じますとあります。利用者、事業者とも現状より悪化するような事態を生むべきではないと考えるが、町長の考えを伺います。

4番目に、後期高齢者医療保険制度について伺います。政府は、後期高齢者医療保険制度における保険料の軽減特例を来年度より廃止する方針です。保険料の軽減特例廃止に伴う当別町民の影響について伺います。

一つ屋根の下で暮らす者、一つの健康保険でいいではないか、高齢者を差別するものだという高齢者を初め、多くの国民の反対の声の中、特例軽減を設けてスタートした制度と記憶しています。当時と比べて高齢者の生活は改善されてきているのでしょうか。ますます貧困と格差は拡大されてきているのではないのでしょうか。保険料の軽減特例廃止はきつ

ぱりやめて、継続すべきと考えるが、町長の考えを伺います。

後期高齢者の健診内容がそれ以下の年齢の方の特定健診の内容より少ない理由はどのようなものでしょうか。普通考えると、年齢が多くなれば病気になる確率も多くなるので、健診内容も多くなるのではないかと考えます。たしか後期高齢者医療保険制度導入の理由にそのことも述べられていたように記憶しています。75歳以上の方の健診内容をせめてそれ以下の年齢の方の特定健診並みにすべきと考えるが、町長の考えを伺います。

5番目に、マイナンバー制度について伺います。マイナンバーの通知を受け取っていない方の人数、28年4月以降のカードの申請数、発行数について伺います。

マイナンバー制度で使う個人番号カードの交付がシステムふぐあいによりおこなわれている問題で、カード作成を担う地方公共団体情報システム機構がカード管理システムを開発した富士通などに損害賠償を求める方針であることが報道されました。地方公共団体情報システム機構は地方公共団体が共同して運営する法人ですから、町としてもその情報を押さえていると思います。多くの町民は、必要性を認めているとは思えません。また、望んでいません。そして、ついには地方公共団体情報システム機構が富士通などに損害賠償を求める事態に至っています。見切り発車と言われても仕方がない状況でスタートし、トラブルの原因もはっきりせず、今回の国の補正予算でも150億円が計上されています。これまでに既に数千億円が投じられたシステムが本格運用した途端に不調になったことは、構造的な欠陥すら疑われる問題です。来年度予算でも360億円を組むなど、やみくもに税金を投入する事態が続いています。ここで立ちどまり、これ以上の税金は投入せず、中止すべきと国に対して意見を上げるべきと考えるが、町長の考えを伺います。

最後に、郷土を見詰める教育について伺います。防災教育について、とりわけて伺います。地震、津波、噴火、台風、大雨、洪水、高潮、土砂崩れ、暴風雪、大雪、毎年のように繰り返される大規模災害、災害は忘れたころにやってくるという標語がありますが、近年は災害が日常になってしまったように思います。2011年の東日本大震災で釜石の奇跡と呼ばれる事例では、津波でんでんこを標語に防災訓練を受けていた岩手県釜石市内の小中学生らのうち、当日学校に登校していた生徒全員が生存し、話題となりました。小中学生らは、地震の直後から教師の指示を待たずに避難を開始、津波が来るぞ、逃げるぞと周囲に知らせながら、保育園児のベビーカーを押し、お年寄りの手を引いて高台に向かって走り続け、全員無事に避難することができました。市の教育委員会は、常識ではあり得ないことが起きたわけではなく、訓練や防災教育の成果であり、実践した児童生徒自身が奇跡の意味は違うと当初から感じていたと説明しており、日ごろの取り組みの積み重ねだったことを明かしています。市では、奇跡という文言を使用せず、釜石の出来事として扱っているということです。

当別の歴史は、水害との戦いの歴史と聞きます。防災マップにも写真入りで出ております。過去の災害から教訓を引き出し、実践する防災教育が必要と考えるが、教育長の考えを伺います。

当別の歴史は、水害との戦いだけではありません。豪雪地帯にも指定されました。立派な防風林からは、強風との戦いの歴史であったことも簡単に想像できます。私は、平成28年6月30日発行の当別文芸第6号で当別大火を知りました。作者に聞いてみますと、父親から聞き伝えられたものだといいます。今回書き残してみようと思い立ち、作品として発表したということでもあります。伝えることの大切さを改めて確認できました。もちろん現場の先生方が決めることではありますが、この作品は伝える、調べる、見つける、生かすという主体的な学習活動を引き出す上でも非常にすぐれた教材になると思います。当別文芸第6号、平成28年6月30日発行の当別大火を防災教育に活用する考えがあるか、教育長に伺います。

以上であります。

○議長（後藤正洋君） 鈴木君の質問に対する町長、教育長の答弁につきましては、質問形式が一問一答方式であるということもありますので、休憩後1時から再開をして答弁を求めたいと思います。

休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

午前中の鈴木君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 鈴木議員の一般質問にお答えします。

まず最初に、防災についてでありますけれども、先ほど鈴木議員がおっしゃいましたように、56水害以上かもしれないというお話がありました。私も議員のおっしゃるとおり、大変な今回大きな災害だったと思います。そういう点では、道東、道北の皆様方には本当に大変だったなということで、私も被害に対するお悔やみを申し上げます。

当別町は幸いにして今回は非常に被害が軽微といいますか、ほとんどないと言っていいぐらいの状況になりました。もちろんこれは、ダムの効果が大変大きいということではありますが、加えて実は町内では石狩川の水位が排水路の末端の水位を超えたことで結構心配をいたしましたけれども、太美及び江別市の八幡の排水機場を稼働させて排水を行ったわけでありまして、これも非常に大きな効果がありまして、土地改良区の今までのいろんな対応といいますか、計画が生きてきたのかなというふうに考えております。こういった対応で、町内では一部で圃場の滞水が見られましたけれども、道東、道北に比べたら本当に小さな被害でありました。特に農作物の被害という点では、ほとんどなかったというぐらいというふうに報告を受けています。56水害のときは、記録によりますと家屋が339棟も浸水を

し、避難者が317名も出た。また、被害総額は45億なんていう記録もありますが、これに比べて本当に今回はうちにとってはよかったなというふうに思います。

次にご質問の水害の場合の避難場所と対応能力に関するご質問ですが、本年4月に全戸配布しました当別町防災マップにも記載のとおり、洪水に関する指定緊急避難場所は27カ所、指定避難所は24カ所ございます。指定避難場所の収容可能人数は、24戸、合わせて1万1,000人という推計になっております。ご承知のとおり、現在の降水時の指定避難所、これは平成26年10月に見直しを行って、北海道医療大学とか、あるいは太美の万葉の湯とか、それからスウェーデンヒルズのゴルフ場とか、こういったところのいわゆる民間施設と協定を締結しまして、官民一体の取り組みを行って避難場所の拡大を図ってまいりました。これにより、またもともと高台とか高層階に住んでおられる避難が不要である住民もおりますので、住民の避難場所はほぼ対応できるのではないかというふうに考えております。もちろん先ほど議員もおっしゃいましたけれども、洪水の水害に限らず、地震とか雪害ですか、こういったこともある。あらゆる自然災害、これは突発的にやってくるわけがありますので、今後も折に触れ、具体的な災害に備えた訓練、それから研修、こういったものの機会を住民にできる限り提供するとともに、こういった機会を通じて地域の防災活動の中心的役割を担う人材の育成あるいは確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、防災の中の道の駅の備品の水害時における保護対策についてのご質問ですけれども、道の駅のいろんな備品はサーバー等、そういった情報機器、あるいは備品、物すごく多岐にわたっておりますので、これについては後ほど詳細を担当部局のほうから答弁をさせていただきます。

防災の中の耐震診断における地域係数というご質問ですけれども、建築基準法で指定されております地域係数、Zですか、この値は当別町においてはおっしゃるとおり0.9を採用することになっております。公共施設等の耐震診断や構造設計にこれが適用されているということでもあります。私も実は初めて知ったわけですが、この基準法上の地域係数というのは多分皆さんも余りなじみがないと思いますが、地域の状況に応じて危険度の高い順に上のほうから1.0、0.9、0.8、0.7、これの4段階に区分されているようで、当別町はそれの上から2番目のレベルにあることとなります。議員からご指摘されている町独自に地域係数を1.0から1.25、見直す考えがあるのかというご質問ですが、これ従来から広い地域で指定されていたこの係数が今後もう少し地域に応じて細かく見直されるという、そういった傾向にあることは認識しておりますけれども、現段階で当別町独自に見直すということは考えておりません。国とか道、あるいは近隣自治体、こういったところの動向を注視しながら、我々も十分これはウオッチしながら先行きのことを考えていきたいというふうに思っております。

介護が必要な方の避難、このご質問ですけれども、ことしの地震や台風で介護施設の利用者が大変な被害を受けられたことを受けて、町が行う避難訓練にも介護が必要な方の参

画をこれから検討したいと、入れていきたいというふうに思っております。これに加えて、各施設が独自に策定しております避難計画、あるいは建物の状況を町がこれまで以上に把握して、内容もしっかり確認をして、そして災害時の避難行動などの見直しについて指導を行ってまいりたいというふうに思います。それから、災害時の情報伝達です。この方法につきましても有事の際に連絡が密にとれる体制の構築をさらに深めてまいりたいというふうに思っております。

防災は終わりました、次はTPPについてでございますけれども、TPP協定に関しましてはほとんどの農産物の品目で関税が撤廃されるなど、かつてない市場開放の合意であることから、町では昨年12月に国に対して合意内容や影響の説明と恒久的な政策の確立について要望したところであります。国は、こうした地域からの要望に対して、再生産可能となる対策を恒久化する措置や財源確保などを総合的なTPP関連政策大綱に盛り込みまして、TPPに係る経済効果分析結果も今公表しております。町といたしましては、今後とも農業を中心とする町の経済、町民の暮らしが脅かされることのないように、情報収集に努めながら国に要請等を行ってまいりたいというふうに考えております。

具体的な対策、どんな対策を考えているのかということにつきましては、これもちょっと詳細になりますので、担当部局のほうから答弁をさせます。

次の課題、介護保険における医療・介護総合推進法実施に関するご質問にお答えをいたします。まず、この計画の進捗状況ですけれども、3月の一般質問でも答弁を申し上げましたとおり、昨年6月から地域ケア会議の中に専門部会を設け、町の地域特性を生かした新しい総合事業のサービス内容について協議を進めてまいりました。今年度に入って事業者へ聞き取り調査を実施しました結果、新しい総合事業で認められています緩和した基準、これによる通所介護サービスの提供を検討している事業者がありました。そのサービス内容というのは、機能訓練に特化した短時間のデイサービスとか、あるいは本人の生きがいや役割を生かしたデイサービスなど、メニューを工夫した内容が検討されております。こういったものは地域特性を生かした取り組みでありますので、今後もこういった事業者がふえていくことを期待をしております。

それから、利用者、事業者への説明時期についてご質問がありましたけれども、年内にはサービスの内容や必要な人員、運営基準などを決定するとともに、利用者や事業者への説明会を開催して、来年29年の7月からサービスを提供してまいります。

次に、利用者や事業者に現状より悪化するような事態を生むべきではないというご指摘ですけれども、新しい総合事業というのは現行の基準と同様のサービスを継続することを基本にしつつも、要支援の方が利用したいサービスがふえて、選べるという利点を持っていますので、現状が悪化するというよりも、利用者にとって使いやすくなるというふうに私は認識しております。

次に、後期高齢者医療保険制度についてのご質問ですけれども、初めに保険料特別軽減措置が廃止された場合の影響について試算しましたところ、約2,600人の被保険者のうち

約1,700人、率にして約65%の方々に対しまして平均して1人約1万6,000円程度の影響が見込まれます。この軽減措置を継続すべきとのご意見につきましては、私も同様に考えております。現行制度を維持することに加えて、十分な低所得者対策や激変緩和措置を講ずるよう、既に全国後期高齢者医療広域連合協議会が国に要望しております。

後期高齢者の健診についてですけれども、健診は北海道後期高齢者医療広域連合が内容を定めて実施していますけれども、その検査項目は生活習慣病の発症予防と重症化予防の観点から、対象者の特性を踏まえて標準的な項目として国が定めたものでありまして、現段階では適切であると認識しております。町としては、健診結果などを活用して対象者に応じた健康づくりのための情報を積極的に提供していくことが重要だろうというふうに考えております。

マイナンバーについてでございますけれども、これ以上の税金は投入せずに、ここで立ちどまって中止すべきと国に対して意見を申し上げるべきだろうというご指摘ですけれども、マイナンバーの一連の動きに関しましては、鈴木議員が感じておられるのと私も個人的には全く同じであります。マイナンバー法の制定趣旨に従って粛々と事務を執行していくのが今私の行政の立場ではあります。実は、近隣市町村の首長会議におきましてこの件はいつも話題になりまして、町村会などで国に意見を述べるなどの動きにもまだなっていないのです。出るのですけれども、話題には出るのだけれども、そういう動きにはなっていないです。今後意見を述べる場面がいろいろとこういうのは出てまいりますので、そのときには私なりの意見を述べさせていただきながら進めていきたいと思っております。

あと、質問の順とちょっと前後しますけれども、カードの申請、発行状況について、これも詳細は担当のほうから答弁をさせますので、よろしく申し上げます。

以上、鈴木議員の一般質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 企画部参与。

○企画部参与（吉尾雅昭君） 鈴木議員の道の駅に関するご質問にお答えいたします。

道の駅の備品等の水害時におきます保護対策についてでございますが、サーバーを初めとします精密機器類は設置位置を高くするなどの対応を行う考えではございますが、施設が1階建てということもありまして、全ての備品を水害から保護することは困難であると考えておりますので、保険加入などにより対応する考えでございます。

以上でございます。

○議長（後藤正洋君） 経済部長。

○経済部長（館田博道君） 鈴木議員のTPP対策に関するご質問にお答えいたします。

国の28年度の補正予算に係ります事業につきまして、8月10日に開催されました北海道石狩振興局によります担当者会議ほ中で各種事業の説明がございました。しかしながら、27年度補正時点から採択要件や選考方法等に大きな変更はございませんでしたので、今後の事業要望の受け付けに当たっては農業者の事業内容の磨き上げ等を行いまして、予算の獲得に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（後藤正洋君） 住民環境部長。

○住民環境部長（江口 昇君） 鈴木議員の通知カード及びマイナンバーカードの申請及び発行に関するご質問にお答えいたします。

まず、通知カードについてですが、9月16日時点で転居などの理由によりまして100名の方が受け取っていない状況となっております。次に、マイナンバーカードについては、本年4月以降の申請数につきましては165件、それから交付数につきましては416件となっております。なお、マイナンバーカードの交付が始まった本年1月以降の合計につきましては、申請数が1,517件、交付数が1,247件となっております、7.47%の町民の皆様既にカードが交付されている状況となっております。

以上でございます。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 鈴木議員の一般質問にお答えいたします。

過去の教訓を生かした防災教育の必要性並びに当別文芸に記載されている当別大火の活用についてのご質問であります。過去を学ぶこと、あるいは歴史を学ぶことにつきましては、よりよい未来を生きるために欠かせないことであると私は考えております。これは、大人も子どもも変わりありません。当別で起きたことを教訓にすることは、当然のことと考えております。議員ご指摘の当別大火につきましても、例えば避難訓練時の校長講話、あるいは消防署から講評をいただいておりますけれども、その中に組み入れるなど、何らかの形で生かしていきたいというふうに考えております。

以上、鈴木議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 再質問ありますか。

鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） ご答弁ありがとうございます。少し議論してみたいところについて再質問させていただきます。

防災について出ありますけれども、2番目の水害の場合の避難場所とその対応能力についてということと5番目とちょっと関連づけて再質問させていただきたいのですが、防災マップ、昨年の鬼怒川の水害を受けて、そしてその記述も載っていて、非常にいいなというふうに見させていただきました。ただ、福祉避難所についてなのですから、福祉避難所の指定がゆとりだけになってにものです。太美地域での福祉避難所がなしというようなことで、そのことと、当別川と石狩川の氾濫ということが仮定されているわけです。この間の十勝などの水害を見たときに、ふだんおとなしい小さな川が大氾濫起こすということで大被害起こしているという実態からすると、防災マップについて今起きていることを考慮して見直していくということが非常に重要だなというふうに思います。特に5番目のかかわりでは、きのうの夜中ですが、ドキュメントの16の中で、こぼれ落ちる災害弱者というようなことで、岩手県の災害でも熊本の災害でも本当大変ですから、施設も壊

れてしまう、職員の家も災害に遭ってしまうという中で大変な事態になってしまいますから、障がい者に対する、また弱者に対する介助といいますか、すっぱり頭から外れてしまうというようなこともこの番組では放映されていました。そういう意味では、5番目にかかわっては民間施設含めて福祉避難所として指定していくと、もちろん相手方のこともありますけれども、そういうことが必要だろうというふうに思います。

また、この対応能力について1万1,000人、ほぼ対応できるということだったわけですが、今回の想定外のふだん静かで小さな川がああいう被害起こしているというようなことからすると、小さな川ありますので、そこについても検討して、本当に27カ所、24カ所でいいのかということを含めて対策する必要あるだろうというふうに思います。

2番目と5番目にかかわって再質問させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時23分

再開 午後 1時25分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

答弁を求めます。

副町長。

○副町長（増輪 肇君） 鈴木議員のご質問にお答えをいたしたいと思えます。

防災に関しまして現状を見て見直していくこと重要であるということに関しましては、当然のごとく同様に感じているところでございます。

また、民間施設を福祉避難所に指定をしていくことに関してですけれども、6月の議会におきましても、鈴木議員だったと思えますけれども、同じようなお話をさせていただいておりますけれども、現在福祉部局と防災部局の中でどういう形が一番いいのかという部分を協議をしている最中でございます。基本的には、当該福祉の事業所の方々とお話し合いをさせていただいて、指定に向けて話し合ってみたいというふうに感じているところでございまして、これも福祉部局と防災部局のとり合いの中でしっかりとした対応をしてまいりたいというふうに感じておるところでございます。

以上でございます。

○議長（後藤正洋君） 鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） 町長の答弁にもありましたけれども、訓練など本当に町民と一緒に命や財産守っていくということが大切になってくるだろうと思えます。

1番目に戻りまして、農作物被害の実態と対応についてお伺いしました。他の本当に大変なところから比べるとほとんどないということだったわけですが、どうもその辺ニュアンスが大分違うのではないかと。きょうの道新の1面でも、タマネギ農家がテレビに

映し出されましたけれども、結局総体的にはタマネギは豊作というか、これから出てくるだろうということを書いてあるのだけれども、もっと読み込んでみると、離農する農家も出てくるだろうということも書いてあるということで、それで当別町の農協に行ってお聞きしました。地域でも聞きました。僕が一般質問で最初述べましたように、個々に差があると。結果として秋の収穫が終わってからでないとは明確なことはわからないというわけです。だけれども、建設課にお願いして、小さな小川ですけれども、氾濫して畑に水ついたということで対応していただきました。そういう実情もあります。そういう点では、秋の収穫が終わって、本当のところ今回の当別における農作物被害というのはどうだったのかということがはっきりしてくるだろうということでは注視をして見ていく必要があるだろうというふうに思います。農家さん方も、町もどうだったのかということで心配していると、農協も心配していると、そういうことが行き交う中で、頑張っただけで営農に励むかと、また負けないでやるかということが出てくると思いますので、その辺なかったということではなくて、本当はどうだったのかということで最後わかるというふうに、そして個人差があるのでないかというふうに農協のほうでも言っておりますから、ぜひ注視して見ていく必要があるのではないかとこのように思います。その辺どうでしょうか。

○議長（後藤正洋君） 農林課長。

○農林課長（並川敏万君） 鈴木議員の質問にお答えいたします。

今回鈴木議員おっしゃるように、収穫してみたらわからないということで、その状況も例えば6月に低温が続いたりとかという状況もありまして、その影響もございまして、今回の大雨の被害というふうに確定的なものはないということで答弁させていただきましたけれども、この後収穫の状況は注視していきたいとは思っております。

以上でございます。

○議長（後藤正洋君） 鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） ありがとうございます。

TPPについて再質問をさせていただきます。先ほど8月10日に説明会があったと、ほぼ変わらないということだったわけですがけれども、本当に当別町を含めて使い勝手が悪いと。町長の答弁では、国に要望したと、引き続き要請していきたいということでありましたけれども、農業という中で例えばコストダウンということで、輪作体系をつくっていくという中でコストダウンということも図られていくわけですがけれども、コストダウンするまで他の商売と違って時間かかるわけです。1年に1回しかできないということですから、そういう点ではパワーアップ事業を初め、すぐにコストダウン、生産量アップという条件になっていますけれども、その辺時間がかかるのだということで、もう少し使い勝手のよい事業にしてほしいということをお願いして国に要望を上げるべきと考えるけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） おっしゃるとおり、時間がかかる、農業の場合は1年おくれます

とまた1年ということで時間がかかるということは、全くおっしゃるとおりだと思います。ただ、農業だけが時間かかるわけではなくて、ほかのいろんなアイテムも同じように皆さんそれぞれ対応されていると思います。そういった中で、我々としては、行政としては我々の基幹産業である農業者、そして農協さんと一緒になって、どういう体制が我々にとって一番いいのか、一番いいのかといってもこれ相手があることですから、どこまで譲歩していくかといういろんな段階があると思いますけれども、今までもやってきましたけれども、これからもよく関係の方々や農家さんと打ち合わせをしながら、また一方で世界の政治がこれだけ動いていて、アメリカだって両候補は反対と、こう言っているわけですから、これがまたどんなふうな動きになっていくのか、その辺も十分に情報をとりながら、一体となって国に要請をしていくというふうにご考えております。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） ありがとうございます。

3番目の医療・介護総合法実施について再質問させていただきます。町内に機能訓練短時間、そういったことをやってもいいという事業所があらわれたということは、非常に頼もしいなというふうに思います。そこで、今介護福祉士を初め、非常に人員が集まりづらいというようなこともあります。そういった中で意欲を持ってやってもいいという事業者が継続してできるような、そういう応援といいますか、支援といいますか、これが非常に必要になってくるのではないかなというふうに思います。そういう意味でも、利用者や事業者、現状より悪化するような事態を生むべきでない。町長は、使いやすくなるのだということでありましたけれども、しかし周りの状況を見ると、とりわけて小さな事業者が国の介護報酬のダウンだとか、それから今回29年が移行の最終年度になりますけれども、30年から始まる新総合事業の本格実施を前にして、本当にやっていけるか。できない、撤退するということも起きているのも事実でありまして、機能訓練短時間やってもいいという意欲のある事業所が出てきたということでは、そういったところが継続できるようにこれまで以上の支援をすべきというふうに考えますけれども、町長、その辺どうでしょうか。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 議員おっしゃるとおりでして、特に福祉問題、介護問題は継続することが非常に重要でして、年によって変わったり、あっち行ったりこっち行ったりしていたのではとてもやっていけませんので、今おっしゃるとおり必要なことだと思います。ですから、こういった事業者と我々も継続的に、事業者の方向を我々もしっかりチェックと言ってしまうのが悪いのですが、一緒になって進めていくというのが基本であるということとは全く同感でございます。

○議長（後藤正洋君） 鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） よろしくお願ひしたいなと思います。

後期高齢者医療保険制度についてお伺ひいたします。町長も同様だということで力強い

お話がありました。高齢者を励ましていくということが非常に大事だと思います。3番目の75歳以上の方の健診内容をそれ以下の年齢の方の特定健診並みにすべきと考えるというふうに僕は問うたわけですが、これはどうしてそういうことを聞いたかという、多くの方が内容が減らされるということで、もう私たちのことどうでもいいのかというふうな、そういうマインドになってしまうというようなことが多くの方から聞かれました。そういう意味では、そうではないのだよということで適切な説明もしていきたいというような話もありました。報道では東京都では昨年2,900人も孤独死があったというようなことの報道もありますから、元気に高齢者クラブにも老人クラブにも出て、そこに1回出れば1カ月長生きするのだというようなことで励ましていくということも含めて、そうではないのだよと、健診内容減ったからどうでもいいのかということではないのだよというようなことを説明していくと、機会あるごとに説明するということが大切なことではないかなと思います。これについては答弁は要りません。

マイナンバー、これについても町長から今後そういう場があれば意見を述べていきたいというようなことでありましたので、ぜひそういう方向で考えてもらおうと、本当にこれでいいのかということ考えてもらおうということ頑張っていただきたいと思います。これについても答弁は要りません。

最後になりますけれども、1番目に僕防災についてお伺いしました。そして、最後は防災教育についてお伺いいたしました。子どものころからしっかりと防災教育を受けて、そして釜石の奇跡と呼ばれたけれども、これは奇跡ではないのだよと、当たり前なのだよというようなことで、みずから市や子どもたちもそうやって言うような状況を皆さんとつくっていききたいというふうに思います。それで、防災マップについても写真入りで非常によくできているなと思います。そういう意味では、防災マップ、それから今回出た当別文系の当別大火とか、こういったことについてしっかり伝えていくと、そして……

〔「時間です」と言う人あり〕

○3番（鈴木岩夫君） 時間になりました。

ということで、力を合わせて皆さんと頑張ってやっていきたいなと思います。

以上です。ありがとうございます。

○議長（後藤正洋君） 以上で鈴木君の質問を打ち切らせていただきます。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時41分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

次に、通告4番、山田君の質問であります。質問は、一括質問、一括答弁方式で行いま

す。

山田君。

○7番（山田 明君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い、町長に今年度の除排雪体制、空き家対策及び町道の整備計画と適正な維持管理のあり方について、3項目、何点かについてお伺いいたします。

まず初めに、今年度の除排雪体制について伺います。ようやく暑い夏も過ぎようとしております。あと2カ月もすると厳しい冬が訪れ、雪が降ってまいります。ことしは暖冬傾向であると予想されていますが、除排雪に対する対策は早目に取り組むべきと考えます。ことしの4月に行われた議会報告会や町内会長との懇談会及び行政懇談会において、除排雪体制について町民の方々から多くの意見や要望が出されました。町民の除排雪に対する関心の高さがうかがえました。町は、毎年雪対策協議会や当別環境整備組合と除排雪問題に対し抜本的な対策について協議していると捉えております。昨年10月に作成されました当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略の政策パッケージの中の災害に強いまちづくりプロジェクトにも、除排雪事業の充実に向け各家庭への除排雪支援制度も今後事業展開として検討すると書かれてあります。私もその必要性を強く感じております。

また、当別町は特別豪雪地帯に位置づけられており、災害対応に等しい水準での雪対策も必要であると捉えております。町が昨年転出者に対して独自に実施したアンケート調査では、転出理由の多くが雪の多さとなっており、除排雪対策の充実による住環境の改善は人口減少対策としても喫緊の課題であると考えます。本年3月の代表質問の際の除排雪対策に対する町長の答弁で、作業の効率化として幹線道路と一体化した除排雪や町民負担をワンシーズン1回につき400円程度の軽減につなげるなど、町は雪対策協議会や地域の方々と対策に真摯に取り組んでいると評価しております。ぜひとも今後とも続けていただきたいと考えます。

その上で、今年度の除排雪体制、除排雪対策について、平成27年度までの実績を踏まえ、新たな改善は図られるのか、町長に伺います。

まず、1つ目として、現在町内に4カ所の雪堆積場が設けられていますが、新たな雪堆積場所の検討はなされているのか。以前より部局に道や開発と協議して近場の雪堆積場所の確保の必要性を申し入れておりましたが、その後どうなっているのかお聞きします。

2つ目として、以前より課題としていた設計単価の改善や書類のチェック体制及び現地パトロールや作業仕様の均一化は図れたのか。

3つ目として、事務の簡素化や作業の効率化及び補助金制度やさらなる町民負担の軽減など、本制度の抜本的な見直しは図られるのか。

町長にお伺いいたします。

次に、空き家対策についてお伺いします。当別町内の空き家などが倒壊や飛散による被害や防犯、衛生、景観など住民の生活環境に悪影響を及ぼすことに大きな懸念を抱いております。このような観点から、一昨年6月定例会、また昨年9月の定例会と2度にわ

たり町内の空き家対策について一般質問をしてまいりました。それぞれの定例会で町長から前向きな答弁をいただいたと捉えております。昨年の5月に国策として空家対策特別措置法が施行されたということは、人口減少が進み、世帯数においても2019年をピークに徐々に世帯数が減ると見込まれ、空き家の増加が予測されることが背景にあります。国策として空き家対策を進める必要性が高まってきたということでもあります。この法律を受け、昨年当別町空家等の適正管理に関する条例が制定されました。このことにより、空き家対策に対して法的根拠が与えられたと捉えております。何をやるにしても、まずは当別町における空き家の現状を確認しなければ必要な対策や措置を講ずることはできないと考えます。

昨年9月の時点では町は空き家、廃屋基本台帳としてリスト化し、空き家の情報を把握しているとのことですが、その後1年が経過し、最新の実態はどのようになっているのか伺います。

その中で、対策が必要な空き家などを選別していると思われませんが、それらの所有者に対して町条例の規定に基づき、助言、指導、勧告、命令などは行われたのか、それらの実績について伺います。

また、その調査の中で特定空き家とみなされる空き家はなかったのか、これについてもお伺いしたいと思います。

また、町長から空き家を有効に活用し、移住促進、住環境の向上を図るために空き家バンクの開設に向けて準備作業を進めているとの答弁をいただきましたが、1年が経過した中で開設はいつごろ予定しているのか、またどのような内容か伺います。

あわせて、町条例に規定されている空家対策協議会についても町長から協議会を設置し、情報共有や意見交換を行い、空き家バンクの推進を図っていききたいとの答弁をいただいておりますが、協議会の設置時期、目的、役割はどのように考えているのか伺います。

次に、町道の整備計画、適正な維持管理のあり方について伺います。これまで当別町内においては国道、道道、町道と多くの幹線道路の整備が進められてきました。特に国道337号バイパスの完成や駅前大通である道道石狩当別停車場線の開通などにより、幹線道路の整備は物流や人の流れのネットワークの構築のかなめとして当別町の発展には必要不可欠であります。これらの計画的な道路整備により、当別町域の一体化や近隣地域の均衡ある発展、地域経済の活性化が図られると考えます。このことから、今後も住民生活に密着した社会基盤整備のため、幹線道路や生活道路の整備は重要であると同時に、整備済みの道路においても安心、安全な維持管理が求められています。これらのことは、それぞれの道路管理者にとって大変重要な使命を担っていると捉えております。

他の市町村では、道路整備計画を策定し、整備すべき道路を明確にするとともに、各路線の整備の優先順位を定め、整備の予定時期を定めることで道路整備の透明性と効率性を図っております。当別の町道においては、社会情勢の変化や財政的な制約などから整備が先送りされ、他市町村と比べても整備率が40%台と非常に低く、未着手の都市計画道路が

数多くあります。今後道の駅開設にあわせた町道の整備も検討されると考えられます。また、これまで建設された道路施設の老朽化が進み、安全性の低下が懸念され、今後さらに維持管理コストがふえることが予想されます。このため、町は今後限られた予算の中で新たな道路整備と現道の維持管理との調整を図りながら、予算配分の適正化に努めなければならないと考えます。着実な町道の整備、安心、安全な町道の維持管理は、住民の暮らしやすさを高めるとともに、住民の転出の抑制、新たな住民の転入増加にも効果があり、人口減少の歯どめに寄与すると考えます。

町長は、町道の管理者として具体的な町道の整備計画及び適正な維持管理のあり方を定めているかお伺いします。

また、定めていないのであれば、他の市町村が定めているように道路整備計画が必要と考えますが、町長の考えを伺います。

以上3項目について町長の誠意ある答弁をお願いいたします。

○議長（後藤正洋君） 山田君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 山田議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、新たな雪堆積場所についてでございますけれども、現在使用しております当別川河川敷地の下流側を拡大して使用できないか、今国の関係者と調整に入っております。また、北海道が管理しております金沢地区の河川敷地についても候補地として協議を進めているところであります。近場の雪堆積場を確保するということは、排雪作業の効率を上げ、排雪日数を短縮する等々、トータルの排雪経費を削減することにつながりますので、引き続きその確保に努めてまいります。

設計単価やチェック体制、作業仕様などについてでございますけれども、設計単価は労務費や燃料費の変動などを加味した中で毎年改善を行ってきておりまして、受託業者からは一定の評価をいただいているというふうに私は認識しております。また、チェック体制や現地パトロール、作業仕様の均一化は図られているのかというご質問についてですけれども、基本的な作業仕様というものはもともと均一化されておるわけですが、細かい部分については降雪あるいは路面、住宅などの建物状況によって全て同じ条件ではありませんので、個別対応をせざるを得ないということをご理解いただきたいと思います。ただ、いずれにしましても、町民の不公平感を払拭して満足度を高めていく、これはどうしてもしなければいけないことだというふうに思いますので、今後管理体制の強化も含めてやっていきたいというふうに思っております。

それから、協議会が行っている、雪対策町民協議会ですね、これが行っております生活道路の排雪についてですけれども、これは以前にも申し上げておりますけれども、今すぐにとはいかないかもしれませんが、協議会から正式な申し入れもございまして、将来的には抜本的な見直しを視野に入れて取り組んでいるところであります。転出理由が雪であるということにならないように、検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

す。

空き家対策についてのご質問ですが、まず初めに最新の空き家の実態及び助言、指導等の状況についてのご質問がありました。本年の9月1日現在で町でリスト化した空き家の累計は129件となっております。昨年よりも少しふえております。その内訳については、まず解体撤去が15件、不動産管理会社へ移行しておりますものが12件、入居26件の合計53件が既に解決済みの物件というふうに捉えております。そのうち、町からの助言や指導によって解決に向けていった物件というのは7件でございます。残りの76件、129件のうち53件は一応解決済みと申しますが、何らかの対応がとられていますけれども、残りの76件のうち、所有者を把握できたものは34件、所有者不明の物件が42件あります。所有者がわかっております34件については、先ほどお話あった特定空き家として対応すべき物件は現在のところありません。ただ、近隣住民などへの悪影響を及ぼさないように、所有者に対しては適正な維持管理を行うよう助言及び指導を行って、物件の整理及び流通に向けて取り組みを継続しております。所有者が不明の物件42件については、引き続き所有者を特定するための調査を続けております。

それから、空き家バンクということについてのご質問ですが、実は昨年9月以降町のホームページ内に空き家情報というものを設けまして、専用ページを設けております。そこには不動産管理会社が所有しております町内の物件の一部を公開しております。一方、現在所有者が判明しております先ほど申し上げた34件の物件の中で空き家バンクの対象となる物件は極めて少ない。したがって、現時点で空き家バンクを開設する段階にはないというふうに判断をしております。町のホームページで公開しております空き家情報については、実は道が開設しております北海道空き家情報バンクへの登録を勧めまして、ことしの10月から当別町の情報も公開される予定となっております。道のサイトです。また、国土交通省で、これは全国版空き家バンクの構築ということで来年度予算に盛り込む予定というふうに聞いておまして、詳細が確定しましたら全国サイトへも情報の共有ということで載せていけたらいいなというふうに今考えておるところであります。

それから、協議会設置ということですが、実は昨年確かに9月議会で協議会設置に向けて作業を進めておりますというふうに私は答弁を申し上げました。実態を把握した結果、今詳細をご説明申し上げましたとおり、現時点での協議会の設置はちょっと必要ないのかなというふうに考えております。しかしながら、近年自治体による収用などの事案も出てきて、法的な部分、あるいはプライバシーに関する部分など、情報を収集して庁内で勉強会とか、そういったような集まりというものは持っていきたいなというふうには考えております。ですから、協議会の設置はとりあえずちょっと様子を見ようかなというふうに考えておりますけれども、今後のあり方としていろんな法的なことも含めてもう少し勉強してみたいというふうに思っているところであります。

あと、そのまま放置しますと倒壊のおそれがある、あるいは周辺住民に危険を及ぼす可能性が高い、あるいは著しく衛生上有害となるおそれのある空き家、こういったものにつ

いては、当然のことですけれども、優先的に対応しておりまして、町が行っております空き家対策に必要な法律的なアドバイスは顧問弁護士からもらうことにしておりますし、また町内会、警察、消防、道路管理者などの関係機関と連携を十分にとりながら、所有者の確認、指導等を町で進めているところであります。

3つ目の町道の整備計画、適正な維持管理のあり方についてのご質問ですけれども、まず適正な維持管理についてですけれども、橋梁長寿命化計画を初めとして、道路ストック総点検における道路照明灯や道路標識、あるいは街路樹の剪定計画を作成しておりまして、今年度は舗装道路の路面性状の点検に着手し、計画的に維持補修を進めております。そのほかにも、道路排水や防護施設など道路施設は多岐にわたりますので、施設の重要性を考慮して、危険性の高い施設やそういった箇所を優先的に国の補助金も活用しながら点検と補修を行ってまいります。いずれにしましても、初動における道路パトロールというのは職員が適宜行ってはいるのですけれども、何せ460キロもありまして、その町道をリアルタイムで全て把握するというのは結構難しゅうございまして、地域からの情報が道路の安全確保には欠かせないというふうに思っております。今は携帯もありますので、何かあったときには皆さんから情報をいただいてということで、もちろんパトロールを軽視するわけではありませんけれども、そんなこともぜひ皆さんにお願いしたいなというふうに思っています。

あと、既に郵便局から道路情報提供サービスというものを受けておりますけれども、今後さらに宅配業者などにも協力を求めて情報の収集に努めてまいりたいというふうに思っています。

最後に、町道の整備計画についてのお話ですが、現在財政状況等もありまして作成しておりません。ただ、今後は総合戦略の事業展開に非常にかかわってまいりますので、それとの整合性を図りながら整備計画を作成する方向で取り組んでまいりたいというふうに思います。おっしゃるとおり、人口増に非常に大きく関連してくる事項だと思っておりますので、道路の整備計画については今後力を入れていきたいと、こういうふうに思っております。

以上、山田議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 再質問ありますか。

山田君。

○7番（山田 明君） 答弁どうもありがとうございました。今除排雪体制については町民の不公平感の払拭を図るということで、今後ともぜひその辺よろしくお願ひしたいというふうに思いますし、空き家対策についても空家対策協議会の必要性を感じているということで、今後勉強会をしながらやっていくということでありましたので、ぜひともお願ひしたいというふうに思います。

それで、再質問1点だけ、私の聞き漏れかもしれませんが、助言、指導、勧告は行われたか、その実績はどうでしたかということで、たしかその答弁がなかったような気がするのですけれども、その点について再質問させていただきます。

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時10分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

町長。

○町長（宮司正毅君） 先ほど助言、指導によって解決した物件7件と申し上げましたけれども、勧告をするような物件は今のところないということで、ただ53件解決済みですけれども、この解決した中に町が助言をしたり指導して今家があいた状態にないという状況は、町が行った結果ということで7件それが入っているということでご了承いただきたいと思えます。

○議長（後藤正洋君） 以上で山田君の質問を打ち切ります。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時11分

○議長（後藤正洋君） 再開します。



◎散会の宣告

○議長（後藤正洋君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

あすは午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はご苦労さまでございました。

（午後 2時11分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成28年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成28年第7回当別町議会定例会 第4日

平成28年9月27日（火曜日） 午前10時00分開議

議事日程（第4号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

散 会

午前10時00分開議

出席議員（15名）

1番	佐藤立君	2番	五十嵐信子君
3番	鈴木岩夫君	4番	山崎公司君
5番	秋場信一君	6番	渋谷俊和君
7番	山田明君	8番	古谷陽一君
9番	稲村勝俊君	10番	石川和栄君
11番	岡野喜代治君	12番	市川正君
13番	高谷茂君	14番	島田裕司君
15番	後藤正洋君		

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	宮司正毅君
副町長	増輪肇君
総務課長	北村和也君
総務課参事	長谷川明君
広報秘書課長	大畑裕貴君
企画部長	二木勝義君
企画部参与	吉尾雅昭君
企画課長	長谷川道廣君
企画課参事	種田統君
財政課長	山田雅俊君
道の駅推進室長	三上晶君
住民環境部長	江口昇君
環境生活課長	辻野幸一君
福祉部長	高取真由美君
福祉課長	山下勝也君
保健課長	中出徳昭君
経済部長兼 農業委員会事務局長	舘田博道君
農林課長	並川敏万君
建設水道部長	堤和弘君

建設課長	高松悟志君
建設課参事	中渡憲彦君
教育長	本庄幸賢君
教育委員長	白井応隆君
教育部長	野村雅史君
管理課長	山崎一君
農業委員会次長	山本直樹君
代表監査委員	米口稔君

事務局職員出席者

事務局長	五十嵐一夫君
次長	佐々木由紀夫君
係長	浦島卓君
主任	瀬戸貴裕君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（後藤正洋君） おはようございます。ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（後藤正洋君） 議事日程ですが、さきに配付されております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

2番 五十嵐 信子 君

3番 鈴木 岩夫 君

を指名いたします。



◎一般質問

○議長（後藤正洋君） 日程第2、一般質問を行います。

通告5番、渋谷君の質問であります。質問は、一問一答方式で行います。

渋谷君。

○6番（渋谷俊和君） 議長の許可が出ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、6月議会で町営住宅問題について屋根塗装の補正予算も生まれ、また町長の答弁から、積極的に前倒しで住んでいる方の安全、安心、そういう町営住宅にするためにもいろいろ修繕その他の要望に応じていきたいという非常に前向きな答えもありまして、大変関係者、地域の住民喜んでおりました。できれば、その後の変化について、修繕等を含めて入居者の変化、その他そういった動きがもし何か変化がありましたら、特徴的なことがありましたら、お知らせ願いたいと思います。

具体的な中身で話したいと思います。町住問題の一つは、当別は持ち家も多いのですが、住宅に困っている、あるいは収入が少なくてなかなか家を建てられない、そういうたくさんの人たちがまだまだおられると思うのです。その一つの日安として、町営住宅の希望というか、その数字、特に春日団地の中層住宅除いてはほとんど耐用年数も過ぎてい

るところですので、そちらのほうの申し込みはほとんどないかと思うのですが、春日の3階建て、4階建ての中層住宅について申し込み、また現在希望があっても入れない人がどの程度いるのか、そういった状況についてまず最初に伺いたいというぐあいに思います。

次に、2つ目ですが、町営住宅の管理条例施行規則第23条で管理人の業務について規定しているのですが、町ではなぜ選出しないのか。これは6月議会でも質問しましたが、このときには狭い範囲、団地のことだとか、狭い範囲で管理人をその中から選ぶということはいろいろな意味でまずい面も出てくるというような配慮を含めて置いていないという答弁がありましたが、しかし施行規則でわざわざ管理人について選ぶことができると、その業務についても規定していますので、当時はこの施行規則ができた段階では当然そういうことが町の職員だけではなかなか修繕のことやいろんなことが行き渡らないだろうと、そういう意味で入っている人自身がそのことを伝えてもらう、そのために入居者の中から管理人を団地ごとに選ぶという施行規則ができたのだろうというぐあいに思うのです。ですから、そういった意味でいえば、もし仮に6月議会のようにそういったことで置いていないのだということであれば、施行規則の23条そのものがどうなのだろうかということにもなってくると思うので、そこら辺の経過も含めてもう一度お答え願いたいというぐあいに思います。

3番目ですが、特にこれは当別町営住宅の整備基準に関する条例の中にかかわることですけれども、雨水、汚水等の処理が十分ではなく、問題が発生している事例が散見されます。これは、具体的には入居者の方からも、前にも文書を紹介したのですが、余りにもひどいということで、これは東町団地から春日団地、新しい中層住宅に転居した方からのお手紙なのですが、自分の子どもは、湿気でカビが生え、ぜんそくになってしまったと、こういった点ではとても住んでいられないということで、春日団地に希望を出して移った経過が前にも報告したようにありました。したがって、整備基準に関する条例の中で特に敷地の位置の選定とか敷地の安全等の中で第6条の中に、敷地には雨水及び汚水を有効に排出し、または処理するために必要な施設を設けていなければならないというぐあいに第6条に書いてあるのです。町営住宅等整備基準に関する条例については、あくまでも建てる段階での条例ですというぐあいになっておりましたが、公営住宅法その他見ても、建てる時の基準だけではなくて、その後のいろいろな維持管理も含めて町営住宅の整備基準の中でそういうものに引き続ききちっと目配りしていくということが必要だと、そうでないとさっきの手紙に出されるように湿気が起きて子どもの健康を害するというような事例があるということで、含めてそういった点でこういうことがないように排水の問題、処理の問題、もっともっとやっていかなければならない。

これは、東町団地だけではなくて、樺戸もそうです。それから、末広もそうです。各団地の中でそういう状態があって、樺戸団地なんかは直しに来た町の指定の大工の方が、建設屋さんが、こんな床何回直したってまたすぐ壊れるのだから、湿気でぐじゃぐじゃになっていますから、直してもしょうがないのだというようなことを業者自身が言っている方

もおります。したがって、そういった点では建物の下の排水や汚水処理やその他、湿気と呼ばないような状態にやっていかなければ、住んでいる方自身の健康も阻害するようなこととなりますので、この点整備基準に関する条例が建てる段階のものだからということでその答えがありましたけれども、そういう立場からも改めてお伺いしたいというぐあいに思います。

それから次に、町営住宅の建てかえ事業等実施要綱、これが平成27年にできました。これに新しく建てかえる場合の必要な事項が全て記載されております。例えば敷金の問題なんかでも、前に払った敷金を新しく移ったところの敷金に充当することができますということだとか、家賃も差が出た場合には5年間にわたって段階的に新しい家賃に合わせるすることができますとか、あるいは移転する場合にはその移転料なんかを前払いすることも可能ですとか、さまざまな建てかえに伴う入居者の不安を取り除くためのいろいろな項目がのっかっております。建てかえ事業等実施要綱が昨年27年にできまして、具体的にこの中身について、去年はもみじ団地、ことしは末広団地、さらにひまわり団地とかいろいろなところに建てかえの問題あるいは用途廃止の問題が出てくると思うのですが、こういった問題について入っている人たちが、建てかえ事業等実施要綱でさまざまなそういう人たちに恩典のある、不安を取り除くいろんな要綱があるわけですが、そういうものについて全ての入居者に周知徹底する必要があるのではないかと、この点について4番目に伺いたいというぐあいに思います。

それから次に、大きな項目の2ですが、これも何回か取り上げてきておりますけれども、特に当別川の河川敷の砂利採取跡地の問題でございます。前回町長も行って見てきたと、一緒になって町民が安心、安全、不安のないような状況をつくっていききたいという前向きな答弁もいただきました。しかし、ついこの間私も見てきたのですが、今までの砂利採取の跡地、3万立米あるいは1万8,000立米埋めなさいということで事業者が土木の管理事務所は指定しているのですが、今現在まだ何ら具体的な手を打っていないということです。これは、1カ月か1カ月半たったら北海道ですから雪がもう来るわけです。雪が降ったら、その作業は当然できなくなるわけです。ですから、この1カ月かそのくらいの中身ですけれども、搬入する土砂もトラック10台とか20台ではない大変な量の土砂を埋め戻さなければならないという状況になるわけですから、今きちっとやっておかないと、何ば管理事務所が業者に言っても、それが直らなければ地域に住んでいる人たち、弁華別の小学校、中学校も廃校になりましたけれども、まだ子どもたちはいるわけですから、子どもたちを危険な状態にさらさないためにも、この点についての埋め戻しについて、1つはその量と埋め戻しの進行状況は町はどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

それから、今まで質問してきた弁華別の跡地の問題、さらに弁華別神社の南側についてもかなり土砂の採掘がされているのですが、私の調べた範囲では畑だとか、それから水田、田だとか採草放牧地、採草地だとか、いろんな農業委員会で管理するような農地の利用があるわけですが、全てそこをひっくり返してやるわけですから、その点について農業委員

会のかかわりでどんなぐあいに届け出や許可がなっているのか、その点について今まで質問した弁華別の跡地と、さらに神社の南側についての農地の転用問題について具体的にお聞かせ願いたいというぐあいに思います。埋め戻しの件については、さっき言ったような中身であります。

それから次に、大きな3番目です。道の駅についてでございます。きょうも道新に来年9月の23日がいいということも出ておりましたけれども、この道の駅について一定の町民の中に不安や疑問、あるいは反対の声があるという立場で、私はここでそういった立場からお話をしたいというぐあいに考えております。まず、道の駅のお金の問題ですが、財政上もそうですが、幾らかかるのか。当初10億というぐあいに言われて、簡単に言うと50%の補助とるから5億ということが話されておりました。今現在どうなっているかといいますと、この間の議会の中でも提案されておりましたけれども、載荷盛り土の金額も入れて、全て委託料、その他業務委託も含めて入れて、それから建築工事、主体、電気、機械、地中熱、全部入れて、土木の費用も入れて12億を超える。載荷盛り土を入れますと12億5,000万近い金額になるだろうというぐあいに思うのです。この12億超える金額というのは、私前にも例とりましたけれども、この町の財力というか、町税の収入は幾らなのか。19億に満たないわけです。町の財産、交付税その他除きますと。そのうちの70%を投入してやる中身について、本当にどうなのだろう。渋谷さんだって町長選挙のときに道の駅言っていたのではないかという前々回の議会での反論もありました。私は、道の駅そのものに反対しているわけではないのです。しかし、この規模、この町の予算の規模の状況の中でこれだけのものをかけて、冬は本当に心配ないのかとか、将来町民に負担が全部かかってこないのかだとか、そういういろんな問題について町民の不安が非常にあるわけです。

そういう意味で、当別町の財政状況から見て町民の負担にはね返ってくる危険性がないのか、それは例えば公債費比率見てもかなり改善はされてきています。16.1%から今回の資料でも14.7%、実質公債費比率です。将来負担比率も125から107%というぐあいに前進はして改善はされてきていますけれども、しかしまだ公債費も13億8,000万とか、あるいは町債の発行だとか、いろんな意味で財政的には将来かぶさってくるものが今でも予想される。さらに、きのうの質問者の方も言っていましたけれども、公共施設の今後のいろいろな改善の計画の問題、あるいはインフラ整備、水道、下水、あるいは役場庁舎を初め建てかえの問題、あるいは橋梁も古くなって橋をかけかえなければならない。町営住宅はもちろんであります。そういう意味ではインフラ整備にも備えていかなければならない。本当に大変な、財政的に今後の町が負担しなければならない、たくさんそういう中身であると思います。

そういうことも含めて、道の駅、この間の報告でも道の駅が開業してから13年間にわたって、何年度は何人の入り込み、そしてどここのお店で幾ら使うという計算があって、初年度、2年度は赤字だけれども、3年度以降は黒字になる、そういう試算が担当のほうから出されました。数字はどこ見てもきれいにできております。しかし、入り込みの人数

の問題、あるいはそこに使うお金の問題含めて本当にそれがその数字どおりになるのかどうなのか。また、一定の期間たって建てかえるという場合に、この大きな建物をまた改めて、耐用年数が来た場合にどんなぐあいになるのか、あるいはそこで赤字が起きた場合にどんなぐあいに誰が責任負うのかという問題。町長資産家ですから、町長が安心、任せろと言えばそれで結構なのですけれども、しかしそういうわけにはいかないと思いますので、そういったことも含めて、私はそういった意味でこの道の駅についての将来含めて本当に心配ないという状況を改めてお聞かせ願いたいというぐあいに思います。

それから、最後の4番にもかかわることなのですが、人を呼び込み、町の活性化を目指すというのが町長の最大公約でもありました。その当時の新聞持ってきておりますけれども、そういった点も含めて私はちょっとお伺いしたいのですが、企業誘致し、雇用をふやす、そういうぐあいに町長の選挙のときには町民に公約をしました。きのうですか、質問の中で30人くらいの雇用が生まれるということを質問者の方が言うておりましたけれども、私は30人が正確かどうかわかりませんが、いずれにしても町長が言っていた財政再建もこれまでのような緊縮財政ではなくて税収そのものをふやすのだと、そのためには民間企業を誘致して、産業の育成や発展で雇用をふやしていくのだと、こんなぐあいに言われて、記者から本当に企業誘致ができるのかと問われて、既に声をかけているところもあるということで、私は不可能を可能にする、そういう立場でということその当時答えております。実際的にその点について、町長は道の駅の問題についてそういったことも含めて、その一環としてこれを考えているのかということをお伺いしたいというぐあいに思います。

最後ですけれども、町長の任期が1年を切りました。年明けたらすぐまたそういった状況、選挙の話になるかなというぐあいに思います。そういった点で、就任時の町長の公約何点かありますけれども、その公約の達成度、今日の時点でどうかということをお聞かせ願いたいというぐあいに思います。

2つ目には、来年の9月ですから、町長、自分が町長で道の駅をお祝いするという立場を思っておられるのかもしれませんが。そういったことも含めて、次期町長選への町長の態度を伺いたいと思います。

以上であります。

○議長（後藤正洋君） あらかじめ申し上げますけれども、きょう渋谷君の質問に対して農業委員会の会長に出席要請をいたしましたけれども、ご都合が合いませんで、かないません。後ほど事務局長をして答弁をさせます。

それでは、ただいまの渋谷君の質問に対する町長、農業委員会事務局長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） おはようございます。早速渋谷議員の一般質問にお答えいたします。

まず初めに、町営住宅問題に関するご質問についてですが、入居希望の申し込みと待機の状況につきましては、町営住宅全体で新規に入居を希望し、待機されている方の数は8月31日現在で33件となっております。そのうち春日団地の中層住宅への入居希望者は24件となっております。

次のご質問で管理人をなぜ置かないのかというご質問でございます。これは、6月の定例会でも答弁申し上げましたとおり、先ほど渋谷議員からも私たちの意図をご披露いただきましたけれども、町営住宅の管理は役場職員であります監理員に任せたいというふうに私は今でも考えております。要は入居者の皆さんの中から管理人というのを選び、各団地の住宅管理をお願いするよりも、役場の担当職員が直接入居者の皆さんの要望等をお聞きし、対応するほうがより適切な管理ができるものというふうに私は考えているからであります。規則についてちょっと触れられましたけれども、上位のものかどうかというのはあれですけども、町営住宅管理条例というのがありますけれども、これの53条の第3項に、管理人は監理員の職務を補助させるために置くことができるというふうに限定されております。これは、管理人を置かなければならないということではなくて、補助をする、あくまでもこういう立場になっておりますので、監理員がしっかりやる限りにおいてはそのほうがいいだろうということで、管理人というのを今の段階では置くということはないということでありまして、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、雨水、汚水等の処理が不十分な箇所ということでご提案がありました。これは、実は先般の6月の定例会で渋谷議員からご指摘を受けまして、雨水処理につきましては町営住宅の老朽化と相まって外構におけるふぐあいが生じたケースもありましたので、住民の皆様のご生活に支障がないようにしっかりと目配りをして今後対応していかねばいけないというふうに思っております。ただ、台所、トイレ等から出ます排出の汚水処理につきましては、これはふぐあいがある都度修繕対応を行っておりますので、これもご認識をいただきたいというふうに思っております。

次に、町営住宅の建てかえ事業等の実施要綱についてですが、実はこの要綱は町営住宅の建てかえ、用途廃止時の入居者の方々の生活への影響を緩和するために、移転契約だとか、移転料支払い、前払い、あるいは敷金、こういった家賃の特例措置等を定めたものでありまして、具体的な建てかえ時期とか建てかえ工事等の詳細を定めるものではないということをご認識いただきたいと思っております。これも6月の定例会でも答弁申し上げましたけれども、移転対象となる方々への不安や負担の低減には要綱の中身を個別に丁寧に説明していくことが最もよいPR方法というふうに考えております。

2番目の河川敷の砂利採取跡地のご質問でございます。これは、今議員からもご披露ありましたけれども、議員のご指摘を受け、私もすぐに見に行きました。その後もダムとか道民の森に行く都度のぞいてみております。確かに不安を感じます。ただ、ご指摘の土砂採取箇所は当別川の河川敷地となっております。敷地の管理者は北海道札幌建設管理部当別出張所となっております。弁華別神社の南側の箇所につきましては、埋め戻しを完了

し、それからもう一つの箇所につきましては現在事業者が引き続き埋め戻しを行うという報告を当別出張所から受けております。ただ、敷地の管理主体は北海道とはいうものの、町としてほっておいていいものではありませんので、引き続き北海道と連携をとりながら、現場の監視にはしっかり努めていくということで体制をとっております。

それから、農地の質問、農地転用の問題につきましては、今議長からもお話がありましたけれども、担当の農業委員会事務局のほうからの答弁となります。

次に、道の駅についてでございますけれども、特に渋谷議員が町民負担、財政面でのことを非常にご心配されておられます。前にもご説明したかもしれませんが、町の第2期当別町財政運営計画の目標としております平成30年度末までに実質公債費比率を12%以下にする、それから将来負担比率を125%以下にする、地方債の残高を110億円以下にするということについては、この道の駅建設による地方債の借入額を全部含めても計画を達成する見込みとなっております。そういう点では心配がないわけではありませんけれども、計画をしっかり組んでやっているということを申し添えさせていただきます。

それからまた、新たな公共施設の設置によってももちろん維持管理費等が町の負担となりますけれども、道の駅の建設で農業者や商業者が潤って雇用や消費喚起にもつながり、結果として町の税収、いわゆる町税がふえる。要は町にもたらしてくれる経済効果は、補填してあり余るものというふうに私は認識をしております。さらに加えますと、道の駅の立地条件、それから当別町の商品力、またロイズだとかテルツィーナといったブランド力を考えた場合は、この道の駅の収益性は高くなるものと理解をしております。町民の負担にはね返る危険性は低いというふうに私は考えております。ただ、心配されておられますように事業というものは生き物でして、絶対ということはありませんので、渋谷議員ご心配のような事態を招かないようにしっかりとした経営体制をつくってまいりたいというふうに考えております。

次に、道の駅と企業誘致による雇用増の関連性についてですけれども、道の駅は企業誘致や雇用増のもちろん一環でございます。道の駅を多くの方が今まで行き交う物流の大動脈、国道337号沿線に建設する狙いというのは、今まで素通りしていた人をとどめて、そして買い物してもらって町の認知度も高め、道の駅周辺の利便性の認識が高まっていく、それが次に企業誘致に有利に働くということであの場所を狙ってつくことにしたわけでございます。ですから、道の駅そのものでの雇用増、これももちろん、そんなに多くありませんけれども、出てまいりますけれども、今お話ししました企業誘致による雇用増を期待してのものであるということでございます。いずれにしても、この道の駅の創設は町の経済活動の活発化に向けた起爆剤になると私は確信をしております。

最後の町長の任期が1年を切るということについてということで、大変答えにくいご質問ですが、まず就任時の公約の達成度に関してのご質問ですけれども、私が3年前に町長に就任したときに掲げた公約は今も引き続き取り組みを進めております。いろんなさまざまな難しさもあり、課題もありまして、思ったように進んでいない点もありますけれども、同時

に手応えも実感しているというのが私の現在の感じでございます。

次期町長選についての考えをご質問いただきましたけれども、現在ではまだお話しできる段階ではないということをご理解いただきたいと思います。

以上、渋谷議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（舘田博道君） 渋谷議員の農業委員会に対しますご質問でございます弁華別神社南側の土地に係る農地転用についてのご質問にお答えいたします。

議員がご指摘の場所に一部存在いたします農地につきましては、土地所有者の方から農地の転用申請ではなく自己の農地の利用度を高めることを目的といたします土地改良届が提出されてございます。

以上でございます。

○議長（後藤正洋君） 再質問ありますか。

渋谷君。

○6番（渋谷俊和君） 町住問題では1件だけです。現在申し込み者待機数が33件という形で報告されました。6月時点でも34名でしたから、ほとんど変わっていないかと思いますが、私はこの数字をどう見るかという問題で、町営住宅をまだまだ望んでいる、またそのことを住宅問題としては期待しているという人たちもかなりいるのだろうと、そういう数字なのだろうなというぐあいになります。したがって、できれば100%そこにきちっと応えていく、そういう町の姿勢と同時に、新しく建てかえることと、それから今マンションやアパートで空き家になっている空き家の活用、この2つのことを組み合わせて、少なくとも待機をなくしていく立場で、具体的に建てかえがまだ、何年もそういうぐあいに具体的にはなっていない例があります。しかし、もみじ団地の取り壊しもありますし、ことしは末広団地という形、また次はどことごとという形になっていますから、そういう意味ではそういった用途廃止のことも含めて建てかえの具体的な展望というもの、あるいは空き家の海洋というのとあわせて具体的にこちら辺で町のほうからも提起することが入っている人の不安、また今入っていないけれども、町営住宅、町に対して期待している人の不安、そういうものに応えていく中身になるのではないかとというぐあいに思いますので、その点で町営住宅の問題については1つだけ再質問したいと思います。

それから……

〔「一問一答方式」と言う人あり〕

○6番（渋谷俊和君） そうですね。

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時38分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

建設水道部長。

○建設水道部長（堤 和弘君） ただいまの渋谷議員の町営住宅、とりわけ建てかえ等に関する再質問にご答弁申し上げます。

渋谷議員ご指摘のとおり、今33件の待機者がいる状況となっております。今町もまさに、前回等の答弁お答えしたように、そういった民活を利用するような方向も同時並行的に検討しながら、そういった早期解消に向けた取り組みをいきたいというご答弁を申し上げたところです。今まさにPPPであるとかPFIの関係で、国の補助を受けながら民間と一体となって今後どのような取り組みをしていけるかといったまず下地の調査をしておりますことから、それらの取り組みを通じて早期にそういった取り組みが可能となるような取り組みをしてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたく思います。

○議長（後藤正洋君） 渋谷君。

○6番（渋谷俊和君） 町営住宅はわかりました。

農業委員会の事務局長さんにお伺いしたいのですが、土地の改良届という中身で出されているということをお伺いしました。私は、農業委員会の農地の転用だとかいろんなことの許可だとかという、余り内容をよくのみ込めていないので、ちょっと質問がおかしくなるかもしれませんけれども、今まで畑だとか水田だとか、そういうものが河川敷だけれども、管理者から借りてやっていた。そこを土砂を畑や水田を全部なくして掘ってしまうということの場面は、それは土地改良届だけでよろしいのでしょうか。事前にそういった、なぜかという農地も畑も水田もそういった意味では国や道の国費や補助金が使われていますから、そのことについての変化するものについては農業委員会の許可を事前にきちっと受けなければというぐあいに、私の全く素人判断ですけれども、考えているのですが、その点についての考え方というのは今言ったような場合は通用しないのか、しなくてもいいのかどうなのか、その点ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時41分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

農業委員会事務局次長。

○農業委員会事務局次長（山本直樹君） ただいまの渋谷議員のご質問にお答えをいたします。

河川敷の部分については該当はいたしません、今回は所有農地の利用度を高め、所有

農地の保全をするため土の入れかえによる土壌改良であることから、農地転用ではなくて土地改良の手續となっております。

以上でございます。

○議長（後藤正洋君） 渋谷君。

○6番（渋谷俊和君） 説明はわかりました。後でまた勉強に聞きに伺いますので、よろしくをお願いします。

それでは次に、最後ですけれども、特に道の駅直接ではないのですが、きのうの質問にもあった役所関係のいろいろな施設やインフラの整備だとか、今後の更新だとか、特に町債あるいは起債の発行だとか、いろんなこと含めてかなりの量に上ると思うのですよ、水道や下水道も含めて全てのことになれば。そこら辺の具体的な見通しというか、その点で幾らぐらいの持ち出しができるのか、そうすると先ほど言った実質公債費比率が30年度まで12%以下だとか、あるいは将来負担比率を125%以下にするとかという目標が具体的に当別のそういうインフラ整備との関係でどんなぐあいに進むのかということがわかると思っていますので、そこら辺の何か資料的なものというか、答えられる中身があれば具体的に教えていただきたいと思えます。

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時44分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

企画部長。

○企画部長（二木勝義君） 渋谷議員の再質問にお答えいたします。

それぞれ今公共施設の整備に向けては、それぞれのあり方につきまして昨日の稲村議員の答弁にもお答えしたとおり整理をしているところであります。それぞれ施設の改修であるだとか、廃止であるだとか、新たな行政ニーズに伴う施設整備費につきましては今鋭意努力しながら整理をしているということで、これにつきましては30年度までの第2期財政運営計画である程度反映できるものは反映させていきたいと思っておりますし、さらに先送りという言葉が不適切ではないかとは思っておりますけれども、3期の財政運営計画にもそういった公共施設の整備のあり方をしっかり整理した中で財政計画のほうに反映をさせていきたいというふうに考えております。現時点では、具体的な事業費等については積算はまだ行っていない状況でございます。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 以上で渋谷君の質問を打ち切ります。

暫時休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時45分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

次に、通告6番、佐藤君の質問であります。質問は、一問一答方式で行います。

佐藤君。

○1番（佐藤立君） それでは、議長の許可をいただきましたので、私の一般質問を始めます。

きょうは、公共施設の更新、また6次産業化の取り組み、そして地域商社の資本金について、この大きく3点について町の見解をお尋ねいたします。

まず、公共施設の更新についてお尋ねをいたします。昨日から一般質問の中でも幾つか議論になっておりますけれども、現在町内には270の公共施設、延べ床面積で11万2,000平方メートルの公共施設がございます。減価償却の累計額を取得価格で割って算出する老朽化率で見ますと、全体平均で68%ほどとかなり老朽化が進んでいる状態です。今後施設の再編、建てかえなどが必要になってまいります。特に老朽化が進んでいますのがこの役場の庁舎、また教育施設、火葬場、地域の集会施設、また旧小学校などです。

このうち私は、特に役場庁舎と教育施設の中でも当別中学校が優先度が高いと考えています。役場庁舎は、皆様もご存じのとおり、耐震基準が改定される前の昭和46年に完成をしています。ことし4月の熊本地震では、熊本県宇土市役所の建物4階部分が押し潰され、使用不能となりました。この市役所は、昭和40年の完成で、10年以上前から建てかえについての必要性が指摘されつつ、財源不足などにより建てかえをすることができないまま被災しました。また、当別中学校は、平成22年度に耐震改修が行われましたが、昭和44年の完成で、こちらも築44年、恐らくこの議場にも今の校舎で学ばれた方がいらっしゃるのではないかと思います。先日総務文教常任委員会の所管義務調査でも改めて確認されたとおり、校舎の傷みがかなり進んでいます。外壁は雨水の浸透で塗装が膨らみ、剥がれ落ちているところが多くありますし、校舎全体で雨漏りが発生をしています。雨が降ると階段の踊り場に水がたまってしまうというような状況ですし、ことしは若干よかったようですが、校舎内のカビの問題も長年報告をされています。特にカビに関しては、先生方ですとか地域の方々が壁のペンキを塗りかえるなど、子どもたちの環境の維持に日々努力をされています。また、偶然私が先日中学校にお邪魔した際には、校舎の軒先にスズメバチの巣が見つかっていました。ちょうど渡り廊下の屋根の破れているようなところからハチが出入りをしていたといった状態です。3年前に宮司町長が就任された際、所信の中で近隣自治体に比べても圧倒的な差別化が体感できる教育環境をつくることの必要性を指摘されました。もちろん学校の校舎というのは、教育環境の中の一つの要素にすぎませんが、

かなり重要な部分であると考えております。

そこで、まず1点目として、今後の公共施設の管理の中で役場庁舎と当別中学校は優先的に更新する必要があると考えておりますが、この点について町の見解をお伺いいたします。

また、更新に当たっては、これは例えばですけれども、当別小学校と当別中学校を一体型一貫校に統合し、既存の当別小学校の校舎、こちらは耐震改修終わっておりますので、こちらを役場庁舎に転用するなど一体的に取り組む必要があると考えています。この点についても町の見解をお伺いいたします。

次に、財源についてです。公共施設の更新を検討する際には、財政面からの検討が欠かせません。町にとって施設の更新費用は大きな負担となります。これは、先ほど渋谷議員からの一般質問の中でも言及されたとおりです。そこで、国の補助事業だけではなく、PFIなどの民間資金を活用して事業全体で負担軽減、負担の平準化を図る必要があります。また、もちろん町債の発行も不可欠です。今後の公共施設の更新に当たって、国の補助事業、町債発行、民間資金の活用について現在どのように検討されているのか、その検討状況をお伺いします。

次に、6次産業化についての質問を2つさせていただきます。来年9月23日に道の駅が開業予定です。この道の駅は、当別町の自主財源獲得につながる産業活性化の第一歩です。これを足がかりに産業活性化を進めるためには、6次産業化の取り組みが不可欠になってまいります。平成36年度に農業産出額100億円を目指す当別町農業10年ビジョンにおいても、平成25年に700万円だった農産加工品売上高を平成28年に1,000万円、そして10年ビジョンの終期である平成36年には3億円にまで増加させる計画です。そのためには、これから行政が果たすべき役割は6次産業化に向けて道の駅を起爆剤として活用する町民の主体的な動きをいかに引き出していくのか、ここにかかってくると思います。この点町としてはどのように取り組まれる予定でしょうか。

また、6次産業化を進めるに当たっては、研究開発、設備投資、販売促進などまとまった投資が必要です。これらの投資の確保に向けて町としては今どのように取り組まれ、今後どのように取り組まれる予定でしょうか。

最後に、地域商社の資本金に関して1点お尋ねをいたします。ことし12月に設立される予定の地域商社、先日t o b eというお名前をご説明いただきました。資本金が6,000万円準備が進められていると伺っております。これまでの議員協議会や総務文教委員会で質疑の中で、3分の2という出資割合には決してこだわってはいないということ、当初の資本金6,000万円という額についてもこだわっているわけではないということが町から表明をされています。この地域商社t o b eの経営理念は、町と地域の未来を創造し、形にするであり、町民を初め農業者、町内事業者による新たな事業展開のサポートを行い、地域経済の活性化を目指すというご説明もありました。ただ、現在の道の駅の収支計画では、この管理運営の部分に集中してつくられておりますので、地域商社がこれらの役割を

十分果たしていくためには地域商社設立時に金融商品取引法等関係法令に配慮しつつ、6,000万円にこだわらず、より多くの出資を集めることが必要だと考えます。そのためには、公募という形で幅広く出資を呼びかける必要があります。

そこで、地域商社設立の手続はどのように進められる予定なのかお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（後藤正洋君） 佐藤君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、公共施設の更新についてのご質問ですが、議員ご発議のとおり、全ての公共施設の中でも特に役場庁舎、それから当別中学校、小学校も老朽化が著しい施設なので、更新の優先度は高いと私も考えます。特に学校の更新に当たりましては、当別小学校と当別中学校を一体型一貫校に統合するという佐藤議員の考え方は我々が目指している方向と全く同じでありまして、そのとおりであるというふうに私も思います。

次に、施設の更新に当たっての国の補助金、あるいは町債発行、民間資金の活用についての現在の検討状況ですけれども、今後の施設更新に当たっては、昨日の稲村議員の一般質問でも答弁をいたしましたけれども、将来世代の負担軽減のために補助金や民間資金を活用し、地方債の発行をできるだけ抑制することが必要だというふうに考えております。現在国交省の公営住宅に係るPPP、PFI導入推進事業、これにも採択されましたし、また北海道が推進しております北のスマイルタウン事業にも我が町が選定されました。それから、何度もご説明していますが、総合戦略の中でCRC構想を推進していますけれども、こういったものは国や民間の資金を呼び込むツールとなってまいります。それぞれのプロジェクトに関しまして関係省庁や庁内外の有識者をメンバーとする協議会を設置をいたしまして、その協議がまさに今開始されたところであります。こういった協議会で描かれた事業を国の補助金の獲得、民間の資金の活用につなげていきたいというふうに考えています。

次に、道の駅を中心とする6次産業化についての言うならば産業活性化についてでありますけれども、これも議員がご指摘のとおり、6次産業化を進めるには町民の主体的な動きをいかに引き出していくかが何よりも重要であると私も考えております。町民の主体性を喚起する起爆剤となり得るだろうということでこの道の駅の創設を決めたわけでありまして、これを武器にして町民が6次産業化を主体的に進めてもらいたいと私も期待しております。今後どんなことになるかという考えられる展開としては、まず農業者は直売所で農産物を販売する。一方、レストランあるいはテイクアウト業者等、あるいは特産品の出品者とのこういった結びつきによって2次産業化の必要性を認識するでしょうし、ブランド化の重要性というものも意識をし始めるはずだと思います。そして、商業者との触れ合いを通じて6次産業化の道筋が見えてくる、そんな展開になることを期待しております。町の役割は、こういった町民の主体性を導き出すために必要なハード、ソフト両面での

支援、協力でありまして、これらの対応は今後も継続していく所存であります。

もう一つ、6次産業化に必要な資金の確保についてのご質問ですけれども、地方創生を進めます内閣府、あと農林水産省、経済産業省等々、国の補助事業、あるいはまた食品加工メーカーや流通業者等の民間の投資、これをいかに引き出していくかがキーだと思っております。町としては、こういった資金が当別町に投入されやすい環境づくりをしていかなければならないと考えています。もちろん今回の道の駅のように6次産業化に向けての主体的な役割は町が行うケースはないということは申し上げます。今後もそういうことはあり得ると思います。ただ、議員ご指摘のとおり、町民を主体とする民間の主体的な活動が6次産業化、ひいては町の経済活性化を進める上で最大のポイントであるというふうに私は考えております。

同じ項目のもう一つの地域商社の資本金についてのご質問ですけれども、確かに以前町民、農業者、町内事業者の出資の重要性について私は触れました。ただ、会社法の制約もあって、一般町民並びに農業者の地域商社への直接出資は现阶段では行わないことにいたしました。簡単に申し上げますと、出資者が50人以上となる場合、会社運営上の事務量や管理に要する費用が大幅にふえ、今回のような第三セクターのケースでは避けたほうがよいという専門家の意見もありまして、スタート時点では町内事業者のみで進めていくこととしたいと思っております。ただし、農業者や町民の道の駅への参画ということは非常に重要なので、会員制度というものを導入して皆さんの参画を得たいというふうに考えています。

それから、出資額についてですけれども、これも議員ご指摘とおり6,000万円にこだわる考えは全くありません。町内事業者よりより多くの出資金を集める努力を今もなお続けています。ただ、出資金は多くなればなるほどいいのだというご発言もちょっとありましたけれども、資本金というのはそういうものではなくて、今やる事業内容を支える資本金というのをやっていきませんと、大きいとまた今度は経営上緩んだり、いろんなことありますので、6,000万円前後というのは今ある我々が考えている事業内容にぴったりしているものかなというふうに私自身は考えております。

以上、佐藤議員のご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 佐藤君。

○1番（佐藤立君） ありがとうございます。それでは、一問一答形式ですので、順番に何点か補足の質問をさせていただきたいと思っております。

初めに、公共施設の更新に関してですけれども、ただいま役場庁舎、そして当別中学校については優先度が非常に高いということは町長からもお答えをいただきまして、ありがとうございます。この部分というのは、優先度が高くなったら、では次はそれをどういうふうにして更新を実現させていくのかというのが非常に大きな問題になってまいります。ここについてPPPですとかPFIですとか、民間資金のほうを協議会で検討しながら、町の起債の発行額というのをなるべく抑えていって町の負担を少なくしていくという

方向性、これも非常に大切だと思っております。

この点財源のところもう少し具体的にお話をお伺いしたいと思うのですが、例えば先ほども二木部長のほうからもご答弁ありました。現在町は第2期の財政運営計画に従って財政再建を進めておまして、これが平成30年度までで完了いたします。次の計画については、もちろんこれからの策定となりますけれども、第2期の流れを見てまいりますと基本的には5カ年の計画というのをまたつくることになるのではないかなというふうに考えております。例えばですけれども、学校の建てかえとなりますと非常に多くの金額が発生してまいります。これは、町の起債の残高にも影響を与えるような大きな金額になってまいりますので、しっかりと財政運営計画の中に位置づけていく必要があるかと考えております。そこで、これからの検討になるかとは思いますが、平成31年度以降策定されるであろう第3期といいますか、次の財政運営計画の中で今優先度が高いとおっしゃっていた役場の庁舎、そして当別中学校についてはその更新を念頭に置いた形で財政運営計画を策定するというおつもりはありますでしょうか。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） おっしゃるとおり、第2期の財政運営計画は平成30年度末までの計画となっていますけれども、現在町の重要施策、これを展開していく中で財政規模が大きく変わってきております。ですから、第2期の財政運営計画を尊重しつつも、将来にわたっての財政運営のガイドラインについては現実に合わせた形で更新していく必要があると考えています。ですから、第3期を今の時点で作るかどうかということはまだ決めておりません。いずれにしても、第2期にこだわってやっていくということではなく、現状に合わせて更新をしていくということであります。

それから、町の経済活性化の施策や定住、交流人口をふやしていくというものへの挑戦、それからふるさと納税の寄附金をもっともっとふやしていく、こういったまず歳入の拡大の努力もやっていかななくてはいけませんし、また考え方としては経済効果を生み出すインフラの更新、こういったものを進めていかなければいけないし、また公共施設の先ほどの老朽化激しいもの、こういったものへの歳出の増大というものが出てまいります。ですから、その辺の歳出の増大のこともしっかり見込みを考えて、こういった収支バランスをしっかりと見きわめながら、中長期的な財政運営計画を立てていかなければいけないというふうに今考えております。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 佐藤君。

○1番（佐藤 立君） ありがとうございます。今の点、恐らく第2期の中でも機動的な見直しをしていながら、そして時期が来ればその次の計画を立てるということになってくると思います。今検討中の公共施設の総合管理計画について、これがたしか平成37年度まで、そして仮に第2期の財政運営計画というものができるとすると、恐らく31年から35年度までと、また町の総合計画等にも絡んでまいりますので、これは私はどんなに遅いこ

とがあったとしても、第3期といいますか、次期の計画の中では特に当別中学校、そして役場庁舎等の方針についてはしっかりと位置づけていく必要があるのではないかとというふうに考えております。これについては、今第2期も含めて機動的にご検討ということでしたので、ご答弁は結構ですので、次の質問に進めさせていただきたいと思っております。

6次産業化に関する部分で、町民の主体的な動きを引き出していくといいますか、町民を巻き込んでいく取り組みが非常に大切だということをおっしゃってございました。ここは、私も本当に大事なところだと思っております。そのために、町としてもいろいろとそれぞれの場面でそれぞれのツールでできることをやっていかなければいけないと思っておりますけれども、例えば財源の確保についてですけれども、国の補助事業、またPFI等民間の事業を使う形、また恐らく道の駅の当初の段階で一度検討されたようにも伺っておりますけれども、例えばA-FIVEと言われる農林漁業成長産業化支援機構のファンドというのが今日本全国で9月9日の時点で計99件の6次産業化の事業体に出資がされています。北海道では、このA-FIVEから出資を受けた道銀アグリビジネスファンドというところが動いておまして、幾つか道内の事業に対して出資を行っております。例えば御影バイオエナジーというものへの出資でしたりとか、北海道のソバを使った北海道そば製粉株式会社とかいうところへの出資ですとか、こういった形で動いていますので、国の補助事業、また民間のお金のほかにこういったファンドというのもぜひ積極的に活用していく必要があるのではないかと考えておりますけれども、こういう民間のファンドの利用について現在どういった検討をされていますでしょうか。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 佐藤議員ご指摘のとおり、6次産業化に向けてあらゆる民間の資金、使えるものは民間に限らず資金は使っていきたいと思っております。ですから、今おっしゃったA-FIVE、道銀のアグリビジネスファンド、こういったものの活用も当然視野に入れております。ただ、道の駅に関していえば、今の段階では先ほども答弁しましたように町内、しかも町の事業者ということで絞ってやっておりますので、スタート時点で今これをすぐに入れるという考え方は持っておりません。ただ、6次産業化という広い分野においてこういったA-FIVE等々、これに限らず民間資金はできるだけ幅広く調達していきたいと思っております。同時に、町民のほうのあれもスタート時点ではやりませんけれども、6次産業化に向けてはいろんな面で町民の資金も民間資金も使えるようにしていきたいというふうに考えております。ただ、まだ具体的にこれをこうするというようなところまで進んでいないのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（後藤正洋君） 佐藤君。

○1番（佐藤 立君） ありがとうございます。それでは、最後の点、地域商社の資本金の部分について再質問をさせていただきたいと思っております。

先ほどご答弁の中で、当初は町内の事業者に対して募集の呼びかけをして、その理由

として会社法の制約の中で50人以上になると事務量が増大をするというようなご説明がありました。私もいろいろ調べてみたのですが、その中では金融商品取引法上の規定で募集の呼びかけが50人を超える場合には、これは公に集める公募という扱いになることによつて、一定の制約と申しますか、ルールがかかってくるというふうに聞いております。具体的に申しますと、50人を超える場合には有価証券通知書というものを提出をする必要がある。また、出資の額が1億円を超えると有価証券届出書の提出が必要になりまして、有価証券届出書を出すということになりますと、その後有価証券報告書の提出義務も出てまいりますので、事実上上場企業に近いような、かなり負担が多くなります。これはあくまでもちらっと聞いた話ですが、安く見ても年間四、五百万ぐらいはお金かかるのではないかと。その部分についてはかなり大きな負担だと思っておりますけれども、最初の株主の募集をする段階で50人を超えることによる有価証券通知書の提出というのは、これは金額的にも事務量的にも決して多くない負担だというふうに私は聞いております。

ここで1点まず確認ですが、会社法の制約というところ、その内容を具体的に教えていただけますでしょうか。

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時16分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

道の駅推進室長。

○道の駅推進室長（三上 晶君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、会社法のご関係でございますが、会社を設立する上で、今回こちら株式会社 t o b e も発起人会というものを設置する予定になっております。この際発起人会というのは、いろいろな募集、それから発起人みずから設立するという場合がございますが、簡単に挙げますと、会社法の中で発起人というものが位置づけられますと、発起人一人一人に会社の運営を決める際に発言権が伴います。これを考えますと、仮に先ほど50人という数字がございましたが、設立の段階で人数がふえればふえるほど会社の設立、細かい部分の議論にやはり時間がかかってくるという問題が1点あるかなというふうに考えております。前回の委員会の中でお話をさせていただきましたが、本年の12月までに会社の設立を考えているという部分がございますので、会社法でいいますとそういった設立に向けた発起人での話し合いにかなりの時間を要するのではないかと申します。ただ、一番大きいところは、会社法というよりも、議員ご指摘の金商法、金融商品取引法、こちらの部分での50人を超えますと先ほどお話がありました有価証券報告書の最終的な提出につながるという部分がやはり一番大きいのかなというふうに考えております。先ほど佐藤議員

からご指摘で最低四、五百万というお話もありましたが、私のほうで専門家のほうにお聞きをしますと、内容によっては最大で年間1,000万程度、こういった報告書をつくる際に経費がかかってくるという部分も含めて今回、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、スタート時点では町内の企業を中心に進めていくというような判断をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（後藤正洋君） 佐藤君。

○1番（佐藤 立君） ありがとうございます。今ご説明をいただいたのですけれども、まだ私しっかりと腑に落ちていないところがあります。まず、前提としてなぜ公募のところについて質問させていただいているのかというのをご説明させていただきたいと思うのですけれども、先ほど6次産業化の中でのご答弁でもあったとおり、この道の駅をこれから町としていかに有効に使っていくのか、そしてこれを起爆剤として町の産業をいかに盛り上げていくのかというときに、町民の参加というのは非常に重要な要素になります。町民の参加といいますか、町民の意識です。この道の駅をしっかりと使って行ってやろう、この道の駅にちゃんと自分たちもかかわっていくのだという意識をしっかりと持つということ、これが非常に大切になってまいります。現状としては、先ほど渋谷議員の質問の中でもあったとおり、もちろん一つの事業について1万7,000人の町民全員が賛成をするということは、それは絶対にあり得ませんので、さまざまな意見があるというのは私も承知しております。ただ、その中でもこの事業を特に町長の施策の1丁目1番地として進めていくからには、一人でも多くの方にご理解をいただいて、一人でも多くの方に応援団に、ファンになっていただくという仕組みをどれだけつくっていくのか、そこに向かってどれだけ知恵を絞ることができるのかというのが非常に大切なところになってまいります。

道の駅に関して言うと、当初の段階で一般町民、一般住民の方の公募をしている道の駅というのは実際に幾つかあります。例えば鳥取県にあります株式会社いわみ道の駅というところは、町民の方々向けに公募をいたしました。このときには幾つか条件をつけていまして、例えば株主の配当はしないだとか、議決権のない株式にするだとか、譲渡制限をつけるだとか、また金額についても口数の縛りをつけて金額が予想以上にふえないようにというような配慮もしておりました。また、京都府にあります、これ当別町と同じく重点道の駅に指定されておりますけれども、南山城村というところの道の駅、ここも住民出資の会社を設立すると。なぜ住民出資の会社を設立するかというと、村に必要なことに村の人が取り組み、それによって村の人が利益を享受する、そういう地域内の循環型産業システムを実現するというのでこのスタイルになりましたし、そこが高く評価をされて重点道の駅に指定をされました。

現在国の施策の中でも、例えば当別町でも以前中小屋の小学校でしたか、火事で燃えた後建てかえたところの転用するときに、地域再生計画というのを活用したと思いますけれども、地域再生計画を活用する形で小さな拠点という事業が今進んでおりますけれども、

その中でも地域住民が地域の活動に出資をしていくというのがかなり大きく位置づけられています。実際に地域再生計画に基づいて小さな拠点に対して出資をすると税金の控除が受けられるというような仕組みまで設けている。国が税金の控除まで制度をつくっているというのは、地域住民の方々に地域の商売、地域活性化にしっかりと主体としてかかわってもらいたいという意識が強くあらわれているのだと思います。

そういった点から考えたときに、ただいまご説明いただいた例えば会社法の発起人の数が50人を超えたら、それは確かに発起人というのは出資額ではなく1人1票ですので、非常にまとまるのが大変になってくると思います。ただ、そこについては、例えば発起設立をしてから直ちに増資をするという手続も可能なわけです。それから、金商法の問題で50人を超えると有価証券報告書、届出書のほうにつながるというご答弁いただきましたけれども、50人とその次には1億円という壁があります。ですので、幾ら集めるのかというところをしっかりと設定をすれば、決して1億円、年間1,000万という話まではいかなくて、有価証券通知書の提出で済む範囲でおさめることもできます。また、例えば会社の機動的な運営に影響が出るというのであれば、先ほど申し上げた議決権の制限であったりとか、また例えば投資組合をつくってやっていくだとか、いろいろと工夫するところ、検討すべきところが多々あるかと思います。

今回町の道の駅に対して町民の方の出資をいただくというのは、そういった数々のところをしっかりと検討して、それでもどうしてもできないから、今回はここでいうのであれば非常によくわかる場所ですけれども、町民の方になるべく多くかかわっていただきたくて、町民の方の主体的な動きを引き出したいという動きをされている中で、先ほどご説明いただいた例えば発起人のところが50人になると大変だからという点と、50人超えると金商法ですぐ次1億円があるので、有価証券届出書になって大変だからという、この2つのご説明というのは理由としてはいかにも弱いのではないかなというふうに思います。ですので、今私ご説明をしました例えば発起設立をして直ちに公募をするという手続があるけれども、そこについてはどういった検討をされているのか、メリット、デメリットどういふふうに検討されているのか。また、議決権制限の株式、この手法もあり得ますけれども、そこについてはどういった検討をされているのか、メリット、デメリットについて。そのあたりの検討状況というのを教えていただきたいと思います。

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時24分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

町長。

○町長（宮司正毅君） 今佐藤議員がおっしゃったことは、全部検討いたしました。結果としてやらないということに決めました。その理由は、今おっしゃったことをやることによって、それだけの手数をかけ、いろんな形でのそれに関連してくることを今のうちの役場ではやるだけの能力がありません。一番大事なことは、道の駅を成功させることです。今おっしゃったように、何もかにも取り入れたい、それは私も全く同じ気持ちです。でも、何もかにも取り入れた結果、逆に道の駅そのものの経営がうまくいかなくなるおそれもありますから、できるところでできるものからやっていく。ですから、前から申し上げているように、拒否しているわけでも何でもないと申し上げていますよね。拒絶なんかしていません。町民のあれをいただきたいと、だから会員制度も入れて町民の参画を入れようと言っているわけですから、当初から何もかにもあらゆるものを検討した結果やめるというふうに決めたわけですから、我々は今あなたの言ったことは全部わかっています。議決権の問題もクラウドファンディングでそれを一つの議決権にできないか、組合にしてできないか、あらゆることを検討し、専門家も呼んで私も直接打ち合わせをした結果やらないと決めた。それは、スタート時点でやらないということでもあります。そのようにご理解いただきたいと思います。

○議長（後藤正洋君） 今町長から総括的な答弁がありましたけれども、質問の内容はそれぞれについて具体的にメリット、デメリットを示してほしいということでしたので、道の駅推進室長からこれまでの協議結果についても説明をお願いいたします。

暫時休憩します。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時27分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

道の駅推進室長の答弁を求めます。

道の駅推進室長。

○道の駅推進室長（三上 晶君） 今の佐藤議員のご質問につきましては、町長のほうの答弁のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（後藤正洋君） そのほか質問ありますか。

〔発言する人あり〕

○議長（後藤正洋君） 以上で佐藤君の質問を打ち切ります。

次に、通告7番、五十嵐君の質問であります。質問は、一括質問、一括答弁方式で行います。

五十嵐君。

○2番（五十嵐信子君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に基づき、本日は2項目について質問させていただきます。

初めに、被災者支援についてお伺いいたします。9月6日に北海道大学名誉教授の岡田弘先生をお招きし、防災セミナーが開催され、私も当日参加させていただき、大変勉強になりました。各地で地震や台風、また集中豪雨などの自然災害が頻発している今日、将来起こるかもしれない災害に備えた取り組みは非常に重要であることは言うまでもなく、これまでも職員の皆様が住民の命と生活を守るため防災対策に力を入れてくださっていることに感謝しております。しかし、そのような準備をしても、なお私たちの予想を裏切る形で危機が発生し続けているのも事実であります。そもそも本質的に危機は予想できないし、何が起こるのかもわかりません。もし予想できるものであれば、準備ができるということになるでしょう。いかに最善と思われる備えをしていたとしても、常に予想外の事態が発生することを想定しておかなければならないと先生の講演を聞いて町民の皆さんも強く心に感じられたのではないかと思います。

先日障がいのあるご夫人より、最近テレビを見ていて、もしここで災害が起きたら助けてもらえるのだろうか心配になると、また電信柱に設置されている浸水表示板を見ると、こんなところまで水が来ると思うと恐ろしくなると話されておりました。そこで、被災者支援システムの導入についてお尋ねいたします。このシステムの導入につきましては、我が党の石川議員も平成23年に質問に立ち、そのときの答弁では各担当において調整を図って導入するよう検討してまいりたいとのことでした。各地で災害が起こるたびに町民の皆様の安心、安全に対する関心が高まっております。

そこで、お尋ねします。この5年間の間でどのような検討がなされてきたのかお聞かせください。

被災者支援システムでは、もしも大規模な自然災害に見舞われたとき、直ちに被災者を救護、支援し、迅速かつ的確な復旧、復興作業を行っていくことは可能でしょうか、自治体には大きな責任と期待がかかっていると警鐘を鳴らしております。被災者支援システムは、平成7年、阪神・淡路大震災において壊滅的な被害を受けた兵庫県西宮市の市の職員が独自に開発されたものです。改めてこのシステムのお話をさせていただきたいと思いますが、最大の特徴は家屋被害ではなく被災者を中心に据えている点です。住民基本台帳のデータをベースに、縦割りの壁を超え、データを連携させ、被災台帳を作成し、これをもとに罹災証明書の発行、支援金や義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退去など被災者支援に必要な情報を一元的に管理します。これによって、被災者支援業務の効率化はもとより、被災者支援業務の正確性及び公平性を図ることができ、人を守ることができます。システムの導入に係る経費は安価で、ランニングコストはゼロ円です。2009年1月に総務省が全国の市町村に無償で提供した同システムは、東日本大震災を契機に関心が高まり、導入済みの自治体は、昨年データではありますが、全市町村の半分強に当たる940団体を超えているようです。当別町におきましても行政事務の大半が情報システム化

されている現状において、情報システムなしに業務を行うことは現実的には不可能であり、災害時のみの業務であっても可能な限り情報システム化しておく必要があると考えます。

また、災害発生時に自治体職員に求められる身体的、精神的負担は相当なものと考えられ、情報システムの導入で少しでも事務にかかわる職員の負担を軽減できれば、職員の過労死などの二次災害を防ぐとともに、人の力でしかできない被災者のサポートに多くの職員を割り当てられるのではないかと思います。大半の自治体では、激甚災害の経験がなく、災害発生時に何が必要か、どのような情報を誰から誰に伝えなければならないのかを具体的にイメージすることは困難であります。この点におきましても、西宮市が開発された被災者支援システムは、阪神・淡路大震災を初め、東日本大震災など多くの激甚災害においてそれぞれの自治体から出された要望を受けて改良を続けられたものであり、システムの内容を検証するだけで先達の経験からのみ得られる重要な知識に触れることができるものであります。町民や職員においても、有益な情報システムの体制づくりを平常時のときにこそ全職員が防災担当者であるという前提で現状のシステムの検証と見直しをされ、いざというときに町民本位のスピーディーな行政サービスの提供ができるよう構築しておく必要があると考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

2項目めは、外に見えないハンディ配慮についてお伺いいたします。障害者差別解消法がことしの4月1日より施行されました。この法律は、障がいや理由とする差別を解消して、障がいのある人もない人も平等に生活できる社会づくりを推進するものです。対象は行政機関や事業者となっておりますが、差別をなくしていくことは私たち全ての人に求められていると思います。外見上健常者と見分けがつかず、誤解されやすいのが内部障がいです。内部障がいには、心臓、腎臓、膀胱、直腸、呼吸器、小腸、H I Vによる免疫機能、肝機能などがありますが、このほかにも精神疾患や義足や人工関節を使用している方、人工透析を受けている方、妊娠初期の方など、援助や配慮の必要な方が増加している状況です。内部障がいを持つ多くの人が外見は健常者と変わりなく見えるため、理解を得にくく、社会的に不当な扱いを受けることも多いとされています。

国内には障がい者に関するマークがさまざまございます。皆さんご存じの車椅子マーク、視覚障がい者のためのマーク、耳の不自由な方の耳マーク、盲導犬、聴導犬、介助犬同伴の啓発のための補助犬マーク、オストメイトマーク、ハートプラスマークなどがございます。そして、新たに注目されているマークにヘルプマーク、ヘルプカードがあります。ヘルプマークは、東京都が考案し、普及に努められておられます。ヘルプマークは、赤地に白でプラスとハートマークを並べ、プラスマークは助けを必要としているという意味で、ハートマークは助ける気持ちを意味しているそうです。デザインに当たっては、日本グラフィックデザイナー協会の協力のもと、デザイン自体も高い評価を得られており、中学校の美術の教科書でユニバーサルデザインの一例として紹介されているようです。

以前ひとり暮らしの高齢者の方より、余り出かけたりするほうではないけれども、病院はどうしても行かなくてはならない。いつもどこかで調子悪くなったらどうしようと心配

になる。こわくても、足が痛くても席を譲ってもらったことはないよなど、また腰の手術後つらいけれども頑張って買い物に行ったとき、大丈夫ですかと聞かれ、荷物を持ってくれ、ありがたかったなどの声を聞かせていただきました。高齢者に限らず、内部障がいのある方、また周囲の手助けが必要な児童など、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方々がこのヘルプマークを身につけたり、かばんなどの持ち物につけることにより、周囲に配慮を必要としていることに気づいてもらえ、援助が得やすくなると思います。

札幌市も4月施行の障害者差別解消法を踏まえ、17年度中に導入することが決まりました。地域で支え合う当別もぜひヘルプマーク、ヘルプカードの普及促進させる計画ができませんでしょうか。公共施設はもちろん、商業施設や民間企業への働きかけも実施し、ヘルプマークを身につけた方や子どもを見かけたときは電車やバスの車内で席を譲る。困っているようであれば声をかけるなどの行動は、思いやりのある行動となって日常生活だけでなく災害時などにも大変役に立つものと考えます。ヘルプマーク、ヘルプカードの普及促進について町長のお考えをお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（後藤正洋君） 五十嵐君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） まず、最初の被害者支援システムの導入についてでございますけれども、今五十嵐議員がおっしゃった平常時に全職員が防災担当者であるという前提で現在のシステムの検証をし、いざというときにスピーディーな行政サービスの提供ができるよう情報システム化を構築しておくようにというお話がありました。私も全くこれは同感でございます。まず、被災者支援システムに関しましては、今議員も触れられましたけれども、平成23年の9月の議会で石川議員からの一般質問があって、それにお答えしたものでございまして。私そのときまだおりませんでしたので。現在までのそのときからの経緯も含めて改めて答弁をさせていただきます。

被災者の支援システムは、平成7年の阪神・淡路大震災の折に兵庫県西宮市が独自に開発したシステムが発端というふうに言われておりまして、以降幾つかの業者が同様の同じようなシステム開発を進めているというふうに承知しております。町としては、23年当時導入を検討しましたがけれども、個人情報取り扱いの問題や機器の互換性の問題により見送った経過がございます。ただ、システムの効用は認めておりまして、改めて最新版のシステム導入について内部検討を始めております。近々最新システムのデモ版を入手して、検証に入ります。そして、今後十分に機能の精査を行った上で、導入の是非について判断してまいりたいと思います。

なお、このシステムの詳細につきましては、後ほど担当のほうから説明をさせます。

それから、ヘルプマークやヘルプカード、要は外に見えないハンディ者への配慮ということについてでございますけれども、これも議員おっしゃるとおり、ヘルプカードが援助

や配慮を必要としている方々にとって大変優しい対応であるというふうに認識をしております。議員ご発議の管内の取り組みの状況については私たちも確認はしておりますので、当別町としても新年度に向けてヘルプカードの導入に向けて広報による周知と各種準備を取り進めてまいりたいというふうに思っております。

以上、議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 総務課参事。

○総務課参事（長谷川 明君） 五十嵐議員の被災者支援システムに関するご質問にお答えをいたします。

議員の質問の中にもございましたけれども、被災者支援システムにつきましては主な機能といたしまして、避難所の管理システム、緊急物資の管理システム、仮設住宅の管理システム、犠牲者遺族の管理システム、倒壊家屋の管理システムなど、こういったもので構成をされまして、被災者にひもづいた状態で一元管理ができるというような仕掛けになっているところでございます。システムの開発元であります西宮市においては、被災時の被災者の把握のみならず、対応する職員の労力の軽減にも非常に効果的であったというような報告が出ているところでございます。また、現在地方公共団体情報システム機構、通称 J-L I S と申しますが、この J-L I S におきまして西宮版を汎用のウェブシステムとしてリニューアルさせた改良版が全国の自治体に無償で公開、提供されていることも重々承知をしているところでございまして、町長答弁にもありましたとおり、近々に最新のデモ版を入手をいたしまして、検証作業に入っていくというところでございます。

ただ、現状におきましても幾つかの課題が残っているということで認識をしております。具体的には個人情報情報を横断的に運用するというようなこととなりますので、現行の個人情報保護関係の町のルールを見直しをしなければなりません。また、見直しの内容によりましては、外部委員で構成をいたします当別町個人情報保護審査会への諮問、答申等も想定されるところでございます。また、このシステムが無償での公開、提供ということでありましても、機器の整備面から申しますと独自にサーバーを立ち上げなければならないということ、さらには町独自にシステムとデータをつなぐ仕掛けを施すことが必要となつてまいります。あわせて、前回断念をした経過でもございますが、機器の互換性につきまして改めて検証を進めなければならないということになってございます。これらを自前でやるにせよ、業者委託をするにせよ、予算面で相応の対応が必要になるというところで考えているところでございます。

いずれにいたしましても、今後十分に機能の精査を行いまして、導入の是非について判断をしております。

以上でございます。

○議長（後藤正洋君） 五十嵐君。

○2番（五十嵐信子君） 前向きな答弁ありがとうございます。被災者支援システムの再質問をさせていただきます。

システムの取り寄せを検討して下さったという答弁があり、一步進まれていることが確認できました。ありがとうございます。当別町と人口がほぼ変わらない奈良県平群町は、2009年の10月に導入され、最大の特徴は稼働当初から最新の住民基本台帳のデータと連動し、毎日午後9時に自動更新される仕組みをつくったことだそうです。ほかにも、2012年4月には家屋データの連動開始、2014年には要介護者データの連動開始、地理情報システムGISの導入と担当課の壁を超えてデータ連係を強化してきたそうです。GISを使えば、被災者支援システムの画面上の住宅地図で被害に遭った地域の範囲を指定すると瞬時に被災者台帳がリストアップされる。さらに、自力では避難が難しい要援護者のデータも連動しているので、すぐに目標を引き出せるようです。こうした充実された防災対策を展開されている平群町に世界銀行のスタッフも視察に訪れるなど、海外からも注目されているようです。しかし、どんなにすばらしいシステムを導入しても、いざというときに役に立たないというのでは意味がありません。導入と同時に運用、稼働できる状態にするには職員研修でこのシステムの必要性を周知し、訓練することで初めて役に立つと思われます。導入を検討する自治体には、地方公共団体情報システム機構が無償で被災者支援システム全国サポートセンター長を講師派遣して下さっているそうです。ぜひこの点は活用されたいかががでしょうかお尋ねいたします。

○議長（後藤正洋君） 総務課参事。

○総務課参事（長谷川 明君） 五十嵐議員の再質問にお答えをいたします。

J-LISとただいまやりとりをしているさなかでございまして、講師派遣のことにつきまして当然頭に入っているところでございます。現在調整中でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 五十嵐君。

○2番（五十嵐信子君） ありがとうございます。ヘルプマークのことで……

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時50分

再開 午前11時50分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

どうぞ。

○2番（五十嵐信子君） ヘルプマークの件だったのですが、管内の取り組み等検討されて、新年度に向けて準備を進めていきたいとの前向きな答弁をいただきましたので、ヘルプマークについては……済みません、これには子どものことは書いていないので、質問できないですね。

〔「要望」と言う人あり〕

○2番（五十嵐信子君） 要望ですね。そういう期待をしています。あと、こういうヘルプマークをつけることによって、子どもたちも町を歩いているときに優しい気持ちになって声をかけていけることもあるのではないかなと思いますので、学校のほうとかでも周知徹底していただけたらと要望して終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（後藤正洋君） 以上で五十嵐議員の質問を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 1時00分

○副議長（島田裕司君） 再開いたします。

次に、通告8番、石川君の質問であります。質問は、一括質問、一括答弁方式で行います。

石川君。

○10番（石川和栄君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、3点私のほうから質問させていただきます。

5歳児発達相談の導入について。平成17年に施行された発達障害支援法の中に、地方公共団体の責務として発達障がい早期発見と早期支援を求められるようになりました。児童の発達、情緒、社会性に問題があることを早期に発見することは、育児に対する不安を抱えた保護者への支援につながり、子どもや保護者へのサポートを開始することでその後スムーズな就学、不登校の予防、いじめの予防につながると言われています。当別町の保護者の方から、児童の発達障がい気になるといった相談があります。3歳児健診時点ではわかりにくい軽度の発達障がいや社会性の発達障がいなど、保育園や幼稚園などの集団生活を通して5歳児ごろに明らかになりやすいと言われています。発達相談は、育児に対する不安を抱えた保護者への支援になりますので、早期導入を伺います。町長のお考えをお聞かせください。

2つ目、町民のボランティア活動に対して町が団体を支援する保険制度の導入について。当別町は、ボランティア、町民活動団体など町民の皆様が幅広い活動を自発的かつ活発に行われています。現在38団体と聞いています。自発的に行う活動中に発生した事故などによるけがの補償や賠償責任の補償については、参加者が全国社会福祉協議会のボランティア行事用保険などに自己負担や団体負担で加入されております。町民の皆様がボランティア活動など町民活動に安心して気軽に参加できることが地域の活性化の一助となると考えます。町民がボランティア活動に気軽に参加できる環境整備の一環として、町民活動団体

に町が支援する保険制度の導入について伺います。町長のお考えをお聞かせください。

最後に、3つ目、小中学生を対象とした介護の仕事の内容ややりがいの教育について。急速に高齢化が進んだ結果、高齢者を支えるための介護人材の不足が深刻化し、危機感を抱いているのが現状であります。団塊の世代が後期高齢者となる2025年には237万人から249万人の介護職員が必要と予想されております。介護の仕事には大変さもありますが、感謝や感動の出会いがあり、多くの人材が必要とされる成長産業としての可能性があります。小中学校の段階から介護職、社会に意義のある社会に貢献する仕事についての教育がとても大事と考えます。介護の仕事について学校での出前講座の実施をお伺いたします。教育長のお考えをお聞かせください。

以上3点質問させていただきました。

○副議長（島田裕司君） 石川君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 石川議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、5歳児発達相談の導入についてのご意見ですが、石川議員は多分ご存じのことだと思いますけれども、町は今母子保護法に基づいて1歳6カ月の健診、それから3歳児健診を行って、それから教育委員会が6歳になる年度に学校保健安全法に基づいて就学時健康診断、この3度にわたる健診、診断を行っております。議員おっしゃるとおり、3歳児健診ではわからなかった軽度の発達障がいというのは、集団生活を通じて表面化してくるということがあるというのは私も聞いておりますし、もしそういった場合にはわかったら早く対応を始めたほうが良いということも全く同感でございます。また、子どもの発達面だけではなくて、保護者の不安を解消する意味でも5歳児の発達相談というのは有効なものだろうというふうに考えます。町では、本年度から子育て世代が妊娠したときから全員を対象に助産師あるいは保健師が家庭訪問を行って、困り事だとか心配事を相談してもらえ関係づくりを切れ目なく支援をしていこうという体制を今組んでおりますけれども、これを拡充するという意味で5歳児発達相談の実施に向けて進めてまいりたいと思います。

それから、町民のボランティア活動に対しての保険制度の導入ということでございますけれども、これも今議員がおっしゃったように、ボランティア保険料の助成というのは地域活性化の一助になると思います。ただ、当別町は既に人口の約1割に当たります1,700人を超える方がボランティア登録をしていて、道内の中でも極めて活発に活動している町であります。したがって、町がボランティア保険料を負担して活動の裾野を広げていくということが課題であるのではなくて、むしろボランティア活動の質の充実を図ることが必要だというふうに考えております。ボランティアの活動の詳細については、後ほど担当のほうから答弁させます。そういうふうに考えておまして、したがって今すぐにこの保険を取り入れるかどうかについては今考えておりません。

以上、石川議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○副議長（島田裕司君） 福祉部長。

○福祉部長（高取真由美君） 石川議員のボランティア活動に対する保険制度の導入に関するご質問にお答えいたします。

ボランティア保険は、自発的に社会奉仕活動を行う個人や団体を対象に、1年を通じての活動に対するボランティア活動保険と単発の行事に対する行事用保険がございます。手続につきましては、社会福祉協議会で行っております。また、ボランティア活動の拠点であります当別町ボランティアセンターは、平成20年に地域ボランティアと学生ボランティアを一元化いたしまして、共生型地域福祉ターミナルに設置されております。町から社会福祉協議会に人件費を補助いたしまして、ボランティアコーディネーターを配置しており、地域のさまざまな要望とボランティアのマッチングを行うなど、ボランティア活動に気軽に参加できる環境づくりに取り組んでまいりました。この取り組みにより、町長の答弁にもありましたとおり、当別町のボランティア登録数は人口の1割という目標を達成しており、地域でお互いに支え合う意識も非常に高まってきております。今後は、介護保険の新しい総合事業の中で地域特性に応じた住民参加やボランティアによるサービスの開発が大変期待されておりますことから、生活支援ボランティアの養成講座やボランティア活動に応じたポイント制度の強化などの充実に取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（島田裕司君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 石川議員の一般質問にお答えいたします。

最初に、小中学生の段階から介護職についての教育が大事と考えるのご質問ですが、ご承知のとおり義務教育の目的は国民としての基本的な資質を培うということにあります。個々の職業につきましては、もちろん教科等で教えますし、職場体験で学習することにもなりますが、それは社会の仕組みや成り立ちを学習するためのものであって、特定の職業について取り上げるというものではありません。また、仕事というのはすべからず社会的に意義があって、社会の発展に貢献するものであるということをお教えると、そういうものでございます。冒頭申し上げましたように、義務教育9年間で基礎基本をしっかり身につけて、自分の将来について考えて、そして実現していく、そういう人を育てたいなというふうに考えているところです。議員ご指摘の介護職につきましても、他の職業同様取り上げてまいります。出前講座のことでございますが、学校では外部講師を招いている形で講座を開いております。キャリア教育ですとか、情報モラルですとか、あるいは芸術、スポーツ、学校の教育課程の中でそういった講師を招いて生徒にいろいろと教育をしております。介護につきましても、近々のことでありますが、本年6月、一例挙げますけれども、当別中学校でグループホームすぎの子の郷から講師を迎えて介護に携わる職業人の話ということでそういった講座を開いております。また、議員がおっしゃいました命を尊重するとか、あるいは他を思いやるとか、そういったことにつきましても、道徳の時間というのをございまして、そこを中心に各教科、教育課程全般の中で生徒に対して教育をしているというところでございます。

以上、石川議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○副議長（島田裕司君） 以上で石川君の質問を打ち切らせていただきます。



◎散会の宣告

○副議長（島田裕司君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

あすは、決算審査特別委員会終了後会議を開きます。

本日はご苦労さまでした。

（午後 1時14分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成28年 月 日

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成28年第7回当別町議会定例会 第5日

平成28年9月28日(水曜日) 午前10時19分開議

議事日程(第5号)

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議員提案第2号 返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を
求める意見書

第 3 議員提案第3号 チーム学校推進法の早期制定を求める意見書

第 4 総務文教常任委員会報告

(「最低賃金の大幅な引き上げと地域間格差の是正を求める意見書」の提出を求
める陳情)

第 5 産業厚生常任委員会報告

(拙速なTPPの国会承認を行わないことを求める陳情書)

第 6 産業厚生常任委員会報告

(後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継続を求める陳情書)

第 7 平成27年度当別町各会計決算審査特別委員会報告

第 8 議案第 1号 教育委員会教育長の任命について

第 9 議案第 2号 教育委員会委員の任命について

第10 議案第 3号 教育委員会委員の任命について

第11 議案第 4号 平成28年度当別町一般会計補正予算(第3号)

第12 議案第 5号 平成28年度当別町介護保険特別会計補正予算(第2号)

閉 会

午前10時19分開議

出席議員（15名）

1番	佐藤立君	2番	五十嵐信子君
3番	鈴木岩夫君	4番	山崎公司君
5番	秋場信一君	6番	渋谷俊和君
7番	山田明君	8番	古谷陽一君
9番	稲村勝俊君	10番	石川和栄君
11番	岡野喜代治君	12番	市川正君
13番	高谷茂君	14番	島田裕司君
15番	後藤正洋君		

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	宮司正毅君
副町長	増輪肇君
総務課長	北村和也君
総務課参事	長谷川明君
税務課長	中谷茂実君
企画部長	二木勝義君
企画部参与	吉尾雅昭君
企画課長	長谷川道廣君
財政課長	山田雅俊君
道の駅推進室長	三上晶君
住民環境部長	江口昇君
環境生活課長	辻野幸一君
福祉部長	高取真由美君
福祉課長	山下勝也君
保健課長	中出徳昭君
経済部長	舘田博道君
農林課長	並川敏万君
建設水道部長	堤和弘君
建設課長	高松悟志君
建設課参事	中渡憲彦君

教 育 長	本 庄 幸 賢 君
教 育 委 員 長	白 井 応 隆 君
教 育 部 長	野 村 雅 史 君
管 理 課 長	山 崎 一 君
社 会 教 育 課 長	小 出 真 二 君
子 ども 未 来 課 長	須 藤 政 信 君
代 表 監 査 委 員	米 口 稔 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	五十嵐 一 夫 君
次 長	佐々木 由紀夫 君
係 長	浦 島 卓 君
主 任	瀬 戸 貴 裕 君

◎開議の宣告

(午前10時19分)

○議長(後藤正洋君) おはようございます。ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長(後藤正洋君) 議事日程ですが、さきに配付しております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長(後藤正洋君) 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

2番 五十嵐 信子 君

3番 鈴木 岩夫 君

を指名いたします。



◎議員提案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長(後藤正洋君) 日程第2、議員提案第2号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

石川君。

○10番(石川和栄君) 議員提案第2号 返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書。

返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書について、当別町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出します。

平成28年9月28日提出。

提出者、当別町議会議員、石川和栄。賛成者、当別町議会議員、岡野喜代治、同じく、山田明、同じく、高谷茂、同じく、稲村勝俊、同じく、古谷陽一、同じく、鈴木岩夫。

当別町議会議長、後藤正洋様。

提案理由。

現行の国の奨学金制度は、独立行政法人・日本学生支援機構を通じて学生に貸与し、その返済金を次世代の奨学金の原資とする形で運営されている。

この奨学金制度は、国立大学、私立大学とも授業料が高どまりしていることなどが背景となっており、利用者は2016年度大学生らの約4割に当たる132万人と増加傾向にある一方、非正規雇用などによって卒業後の収入が安定せず、奨学金の返済に悩む人が少なくない。

よって政府においては、納税者である国民の理解も得つつ、学生が安心して勉学に励めるよう、返済不要の「給付型奨学金」の創設や無利子奨学金の拡充など具体的な経済支援策に取り組むことを強く求める。

なお、意見書案につきましては、次のページに掲載されておりますので、ご高覧していただき、ご賛同いただきますようどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議員提案第2号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議員提案第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議員提案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第3、議員提案第3号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

石川君。

○10番（石川和栄君） 議員提案第3号 チーム学校推進法の早期制定を求める意見書。

チーム学校推進法の早期制定を求める意見書について、当別町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出します。

平成28年9月28日提出

提出者、当別町議会議員、石川和栄。賛成者、当別町議会議員、岡野喜代治、同じく、山田明、同じく、高谷茂、同じく、稲村勝俊、同じく、古谷陽一。

当別町議会議長、後藤正洋様。

提案理由。

グローバル化や生産年齢人口の減少などの社会や経済の急速な変化、学校現場が抱える課題が複雑化・多様化する中、いわゆる貧困問題への対応や保護者等からの要望への対応など、学校に求められる役割が拡大し、学校や教員だけでは解決できない課題が増大している。

それに伴い、教員の勤務実態に関する国内外の調査からも、我が国における教員の長時間勤務の実態が明らかになっており、待ったなしの改革が必要である。

教員が、総合的な指導を担う日本の学校の特徴を生かしつつ、複雑化・困難化する課題に対応できる「次世代の学校」を構築するよう強く要望する。

意見書案につきましては、次のページに掲載されておりますので、ご高覧していただき、ご賛同をいただきたく、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議員提案第3号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議員提案第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、ただいま決定されました議員提案第2号、第3号について、意見書及び派遣する場合の議員の取り扱いについては議長に一任願います。



◎総務文教常任委員会報告

○議長（後藤正洋君） 日程第4、総務文教常任委員会に付託しておりました「最低賃金の大幅な引き上げと地域間格差の是正を求める意見書」の提出を求める陳情について、委員長報告を求めます。

稲村委員長。

○総務文教常任委員会委員長（稲村勝俊君） 総務文教常任委員会報告を申し上げます。

本委員会に付託された陳情について、平成28年6月15日、6月20日、9月14日、9月23日に委員会を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告します。

「最低賃金の大幅な引き上げと地域間格差の是正を求める意見書」の提出を求める陳情。本陳情は、3点の陳情事項がある。

1. 「2010年6月の雇用戦略対話に基づく政労使合意を、2020年までに確実に実行し、時間額1,000円以上を早期に実現すること。」は、国による地方への景気後押しを期待して、願意妥当と認める。

2. 「労働者の生計費原則に基づいた「全国一律最低賃金制度」を実現すること。」は、使用者側の立場や大都市と地方の物価等の比較を考慮すると実現は困難と思慮されるが、趣旨は理解できるので、趣旨採択とすることが妥当と認める。

3. 「実効ある中小企業支援を抜本的に強めること。」は、本町にも多くある中小零細企業を対象とした趣旨であることから、願意妥当と認める。

よって、陳情事項1番と3番を採択するものとし、本件陳情は、一部採択することが適当と認めた。

以上、本委員会の報告とする。

平成28年9月28日、当別町議会議長、後藤正洋様。

総務文教常任委員会委員長、稲村勝俊。

以上です。

- 議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（後藤正洋君） ただいまの委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。



◎産業厚生常任委員会報告

○議長（後藤正洋君） 日程第5、産業厚生常任委員会に付託しておりました拙速なTPPの国会承認を行わないことを求める陳情書について、委員長の報告を求めます。

古谷委員長。

○産業厚生常任委員会委員長（古谷陽一君） 産業厚生常任委員会報告書。

本委員会に付託された陳情について、平成28年6月16日、6月20日、9月15日、9月23日に委員会を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記、拙速なTPPの国会承認を行わないことを求める陳情書。

TPP（環太平洋パートナーシップ協定）の承認と関連法案は、衆議院において継続審議となっている。

そのTPPは、農と食の安全・安心、医療、労働、環境、知的財産など国民の命と生活全般に及ぶものにもかかわらず、大筋合意からやがて1年になろうとしているのに、暮らしや社会に及ぼす影響について国民の理解が進んだとは言いがたく、交渉経過を含め最大限の情報開示と丁寧な説明がなされていない。

こういう状況の中、TPP協定批准の可否について慎重に判断し、拙速かつ安易な承認を行わないことが求められる。

しかしながら、本町では、町内の各団体と連携をとりながら、国会決議を遵守したTPP交渉を強く求めてきた経緯もあり、今後とも国などの状況を十分見きわめた上での対応

が望ましいと考える。

よって、本件、趣旨採択とすることが適当と認めた。

以上、本委員会の報告とする。

平成28年9月28日、当別町議会議長、後藤正洋様。

産業厚生常任委員会委員長、古谷陽一。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） それでは、ただいまの委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。



◎産業厚生常任委員会報告

○議長（後藤正洋君） 日程第6、産業厚生常任委員会に付託しておりました後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継続を求める陳情書について、委員長の報告を求めます。

古谷委員長。

○産業厚生常任委員会委員長（古谷陽一君） 産業厚生常任委員会報告書。

本委員会に付託された陳情について、平成28年9月15日、9月23日に委員会を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記、後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継続を求める陳情書。

平成20年度から実施された後期高齢者医療制度は、増大する高齢者医療費を現役世代と高齢者でともに支え合うものとして創設され、平成28年で9年目を迎えている。

この制度における保険料の軽減としては、政令本則で、均等割の2割、5割、7割軽減となっているが、国の特例措置として、低所得者に対する所得割の5割軽減の実施や、均等割の軽減を8.5割、9割に拡大するなどしてきた。

ところが、政府は、平成26年6月の「経済財政運営と改革の基本方針2014（いわゆる骨太の方針）」により、後期高齢者医療の保険料軽減特例措置について段階的に見直しを進めることを決定し、平成27年1月の社会保障制度改革本部決定により、平成29年度から原則的に、政令本則の2割、5割、7割に戻すことを予定している。

しかしながら、特に低所得者である被保険者の生活を取り巻く状況は極めて厳しくなっており、この上、保険料の軽減特例措置が廃止されれば、対象となる被保険者に深刻な影

響を及ぼすことが懸念されることから、国においては、後期高齢者医療制度における保険料軽減特例について、現行制度を維持・継続すべきと考える。

よって、本件、趣旨採択とすることが適当と認めた。

以上、本委員会の報告とする。

平成28年9月28日、当別町議会議長、後藤正洋様。

産業厚生常任委員会委員長、古谷陽一。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切ってご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） それでは、ただいまの委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、ただいま決定されました総務文教常任委員会報告1件、産業厚生常任委員会報告2件について、意見書及び派遣する場合の議員の取り扱いについては議長に一任を願います。



◎平成27年度当別町各会計決算審査特別委員会報告

○議長（後藤正洋君） 日程第7、平成27年度当別町各会計決算審査特別委員会の報告を求めます。

秋場委員長。

○平成27年度当別町各会計決算審査特別委員会委員長（秋場信一君） 平成27年度当別町各会計決算審査特別委員会報告書。

平成27年度当別町一般会計、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、介護保険特別会計、介護サービス事業特別会計、後期高齢者医療特別会計並びに水道事業会計決算について、平成28年9月20日、21日、28日の3日間にわたり慎重審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

1、審査の結果、（1）、認定第1号 平成27年度当別町各会計歳入歳出決算、（2）、認定第2号 平成27年度当別町水道事業会計決算、本各案件は、原案のとおり認定すべきものと決定した。

平成28年9月28日、当別町議会議長、後藤正洋様。

平成27年度当別町各会計決算審査特別委員会委員長、秋場信一。

○議長（後藤正洋君） お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり認定し、理事者に送付することにしてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、平成27年度当別町各会計決算は認定することに決定いたしました。

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時42分

○議長（後藤正洋君） 再開します。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第8、議案第1号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第1号 教育委員会教育長の任命につきまして、提案の説明を申し上げます。

平成27年4月1日に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育委員会委員長と教育委員会教育長が一本化され、新たな教育委員会教育長は地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することになりましたことから、同法第4条第1項の規定に基づき、新たに本庄幸賢氏を任命するため、議会の同意を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第1号は原案のとおり同意することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時44分

○議長（後藤正洋君） 再開します。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第9、議案第2号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第2号 教育委員会委員の任命につきまして、提案の説明を申し上げます。

教育委員会委員、小林泰雄氏は、平成28年9月30日をもって任期満了となりますので、同氏を再任するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第2号は原案のとおり同意することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時46分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

◇

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第10、議案第3号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第3号 教育委員会委員の任命につきまして、提案の説明を申し上げます。

教育委員会委員、白井応隆氏は、平成28年10月19日をもって任期満了となりますので、同氏を再任するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第3号は原案のとおり同意することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時48分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

◇

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第11、議案第4号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第4号 平成28年度当別町一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに9,673万6,000円を増額し、その総額を94億8,271万6,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

次に、地方債の補正につきましては、3ページに記載の「第2表 地方債の補正」をご高覧いただきたいと存じます。

歳出の主なものといたしましては、当別町地域商社出資金4,000万円、町道ほか除排雪業務委託1,600万円、排雪費支援補助金2,082万円などを増額し、この財源といたしましては地方交付税9,817万7,000円、繰入金837万7,000円などを増額し、国庫支出金1,168万8,000円、町債502万5,000円などを減額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第4号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第12、議案第5号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第5号 平成28年度当別町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに1,358万5,000円を増額し、その総額を14億5,843万8,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出といたしましては、諸支出金1,358万5,000円を増額し、この財源といたしましては

支払基金交付金18万5,000円、繰越金1,340万円を増額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第5号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎閉会の宣告

○議長（後藤正洋君） 以上で本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じます。

平成28年第7回当別町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

（午前10時53分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成28年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員